

入 札 公 告

次のとおり一般競争入札に付します。本案件は、競争参加資格確認のための証明書等（以下、「証明書等」という。）の提出、入札及び契約を電子調達システム（G E P S）で行う対象案件です。

令和4年7月7日

支出負担行為担当官

海上保安庁総務部長 勝山 潔

◎調達機関番号 020 ◎所在地番号 13

○特船契第 1154 号

1 調達内容

- (1) 品目分類番号 77
- (2) 購入等件名及び数量
測量船昭洋定検修理
- (3) 調達案件及び仕様等 仕様書による。
- (4) 履行期限 令和5年1月12日
- (5) 履行場所 請負造船所
- (6) 入札方法 総価で行う。落札者の決定に当た

っては、入札書に記載された金額に当該金額の10%に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

(7) 電子調達システム（G E P S）の利用本案件は、申請書等の提出、入札及び契約を電子調達システムで行う対象案件である。なお、電子調達システムによりがたい場合は、紙入札方式参加願、紙契約方式承諾願を提出し、紙入札方式、紙契約方式に代えることができる。

2 競争参加資格

(1) 予算決算及び会計令（以下「予決令」という。）第70条の規定に該当しない者であること。なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であって、契約締

結のために必要な同意を得ている者は、同条中、特別の理由がある場合に該当する。

(2) 予決令第 71 条の規定に該当しない者であること。

(3) 令和 4・5・6 年国土交通省競争参加資格（全省庁統一資格）において、「役務の提供等（船舶整備）」の A 又は B 等級に格付けされ、関東・甲信越地域の競争参加資格を有するものであること。

(4) 当該部局において指名停止の措置を受け、指名停止期間中でない者。

(5) 警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する者又はこれに準ずるものとして、国土交通省発注の公共事業等からの排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと。

(6) 電子調達システムによる場合は、電子証明書を取得していること。

(7) 競争参加資格の申請の時期及び場所「競争参加者の資格に関する公示」（令和 4 年 3 月 31 日付

官報)に記載されている時期及び場所で申請を受け付ける。

3 入札書の提出場所等

(1) 電子調達システムのURL及び問い合わせ先 政府電子調達 (G E P S)

<https://www.geps.go.jp/> 電子調達システムヘルプデスク TEL0570-014-889

(2) 入札方式による入札書等の提出場所、契約条項を示す場所、入札説明書の交付場所及び問い合わせ先 〒100-8976 東京都千代田区霞が関2-1-3 海上保安庁総務部政務課予算執行管理室 第二契約係 山本 健 電話 03-3591-6361 内線 2831

(3) 入札説明書の交付方法 仕様書等(入札説明書含む)の交付は、当庁ホームページの「調達情報」の「入札・落札等の状況」から、ダウンロードすること。

<https://www.kaiho.mlit.go.jp/ope/nyusatsu/tyoutatuitiran.html>

また、郵送により交付を希望する者はA4判用紙が入る返信用封筒（宛先を明記する。）並びに重量200gに見合う郵便料金に相当する郵便切手又は国際返信切手券を添付して(2)の係に申し込むこと。

(4) 電子調達システム及び紙入札による競争参加のために必要な証明書等の受領期限

令和4年8月5日 17時00分

(5) 電子調達システムによる入札及び紙入札による入札書の受領期限

令和4年8月25日 17時00分

(6) 開札の日時及び場所

令和4年8月26日 13時30分

海上保安庁入札室

4 その他

(1) 契約手続において使用する言語及び通貨
日本語及び日本国通貨。

(2) 入札保証金及び契約保証金 免除

(3) 入札の無効 本公告に示した競争参加資格のない者のした入札及び入札に関する条件に違反した入札。

(4) 契約書作成の要否 要。

本業務は、契約手続きにかかる書類の授受を電子調達システムで行う対象業務である。

なお、電子調達システムによりがたい場合は、発注者の承諾を得て紙契約方式に代えるものとする。

(5) 落札者の決定方法 予決令第 79 条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。ただし、落札者となるべき者の入札価格によっては、その者により当該契約の内容に適合した履行がされないおそれがあると認められるとき、又はその者との契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがある著しく不適當であると認められるときは、予定価格の

制限の範囲内をもって入札した者を落札者とする
ことがある。

(6) 手続きにおける交渉の有無 無

(7) その他 詳細は、入札説明書による。

5 Summary

(1) Official in charge of disbursement of the
procuring entity: KATUYAMA Kiyoshi, Vice
Commandant, Japan Coast Guard.

(2) Classification of the services to be
procured: 77

(3) Nature and quantity of the products or
service to be purchased or required.:
Regularly repair service of hydrographic
survey vessel SHOYO.

(4) Fulfillment limit: 12. January. 2023.

(5) Fulfilment place: The shipyard which will
contract for repair.

(6) Qualifications for participating in the

tendering procedures; Supplier eligible for participating in the proposed tender are those who shall;

(a) not come under Article 70 of the Cabinet Order concerning the Budget, Auditing and Accounting. Furthermore, minors, Person under Conservatorship or Person under Assistance that obtained the consent necessary for concluding a contract may be applicable under cases of special reasons within the said clause;

(b) not come under Article 71 of the Cabinet Order concerning the Budget, Auditing and Accounting;

(c) have Grade A or B level of interest in Service in Kanto • Koshinetsu area in terms of the qualification for participating in the tenders by the Ministry of Land,

Infrastructure Transport and Tourism (Single qualification for every ministry and agency) in the fiscal years, 2022・2023・2024.

(d) The person who is not being suspended from Transactions by the request of the officials in charge of contract.

(e) not be the business operators that a gangster influences management substantially or the person who has exclusion request from Ministry of Land, Infrastructure, Transport and Tourism is continuing state concerned.

(7) Time-limit for tender;
17:00, 25. August. 2022.

(8) Contact point for the notice: YAMAMOTO Ken,
2nd Contract Section, Contract and Accounts
Office, Budget Division, Administration
Department, Japan Coast Guard, 2-1-3,
Kasumigaseki Chiyoda-ku, Tokyo, 100-8976

Japan. TEL 03-3591-6361 ext. 2831

入 札 説 明 書

(最低価格落札方式)

契約番号：特船契第 1154 号

契約件名：測量船昭洋定検修理

項目及び構成

- 1 契約担当官等
- 2 調達内容
- 3 競争参加資格
- 4 入札参加申込手続き
- 5 入札書及び関係書類の提出場所等
- 6 その他

- 別紙－1 入札書（海上保安庁様式）
- 様式－1 紙入札方式参加願
- 様式－2 紙契約方式承諾願
- 様式－3 確認書（電子入札参加申し込み用）
- 様式－4 電子証明書変更承諾申請書
- 様式－5 期間委任状
- 様式－6 都度委任状
- 別冊 契約書（案）
- 別冊 仕様書

入 札 説 明 書

海上保安庁の調達契約に係わる入札公告（令和4年7月7日付）に基づく入札については、会計法（昭和22年法律第35号）、予算決算及び会計令昭和22年勅令第165号）、契約事務取扱規則（昭和37年大蔵省令第52号）等に定めるもののほか、この入札説明書によるものとする。

- 1 契約担当官等
支出負担行為担当官
海上保安庁総務部長 勝山 潔
- 2 調達内容
 - (1) 契約件名
測量船昭洋定検修理
 - (2) 契約内容
仕様書のとおり
 - (3) 履行期限
令和5年1月12日（船体修理は令和4年12月14日まで）
 - (4) 履行場所
請負造船所
 - (5) 仕様説明会の日時等
仕様説明会は実施しない。
なお、仕様内容について質疑等がある場合は、下記へ連絡すること。
仕様書等に関する問い合わせ先
〒100-8976 東京都千代田区霞が関2-1-3
海上保安庁装備技術部船舶課 吉永
03-3591-6361 (内線4450)
 - (6) 入札方法
原則として、当該入札の執行において入札執行回数は2回を限度とする。
なお、当該入札回数までに落札者が決定しない場合は、原則として予算決算及び会計令第99条の2の規定に基づく随意契約には移行しない。
また、電子調達システムにより難しい者は、発注者に紙入札方式参加願及び紙契約方式承諾願を提出して紙入札方式、紙契約方式に代えるものとする。
落札者の決定は、最低価格落札方式をもって行う。
 - ① 入札者は、一切の経費を含め契約金額を見積もるものとする。
 - ② 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の10%に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数がある時は、その端数金額を切り捨てた金額とする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の110分の100に相当する金額を記載した入札書を提出しなければならない。
 - ③ 入札者は、入札説明書、仕様書等を熟覧のうえ入札しなければならない。
この場合において入札説明書、仕様書等について疑義があるときは、入札書受領の締め切り前までに関係職員の説明を求めることができる。
 - (7) 入札保証金及び契約保証金 免除

3 競争参加資格

- (1) 予算決算及び会計令第70条の規定に該当しない者であること。
なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同条中、特別の理由がある場合に該当する。
- (2) 予算決算及び会計令第71条の規定に該当しない者であること。
- (3) 以下の各号のいずれかに該当し、かつその事実があった後2年を経過していない者。（これを代理人、支配人その他の使用人として使用する者についてもまた同じ。）
 - (ア) 契約の履行に当たり故意に工事若しくは製造を粗雑にし、又は物件の品質若しくは数量に関しての不正の行為をした者
 - (イ) 公正な競争の執行を妨げた者又は公正な価格を害し若しくは不正の利益を得るために連合した者
 - (ウ) 落札者が契約を結ぶこと又は契約者が契約を履行することを妨げた者
 - (エ) 監督又は検査の実施に当たり職員の執行を妨げた者
 - (オ) 正当な理由がなくて契約を履行しなかった者
 - (カ) 前各号のいずれかに該当する事実があった後2年を経過しない者を、契約の履行に当たり、代理人、支配人その他の使用人として使用した者
- (4) 令和4・5・6年度国土交通省競争参加資格（全省庁統一資格審査）において「役務の提供等（船舶整備）」のA又はB等級に格付けされ、関東・甲信越地域の競争参加資格を有する者であること。（ただし指名停止期間中にあるものは除く。）
なお、競争参加資格を有しない者で当該入札に参加を希望する者は速やかに資格審査申請を行う必要があるので下記5(2)へ問い合わせること。
- (5) 警察当局から暴力団員が実質的に経営を支配する者又はこれに準ずる者として国土交通省公共事業等からの排除要請があり当該状態が継続している者でないこと。
- (6) 技術審査の対象であるため、証明書等の受領期限までに上記2（5）に技術審査書類を提出し、同審査に合格した者であること。

4 入札参加申込手続き

- (1) 申込方法
入札参加希望者は、4（5）の各書類を各提出先に持参又は郵送すること。（電子調達システムにより提出するものは除く）
なお郵送にて提出する場合は、提出期限までに提出先に必着すること。（郵送の場合は、配達証明が確認出来るものに限る）
また、代表者から委任を受けている者（以下「受任者」という）が入札を行う場合は期間委任状（様式4）又は都度委任状（様式5）を入札参加手続きまでに提出する（当該委任に係る委任者及び受任者が同じであり、かつ委任事項に変更がない限り、あらかじめ入札等に関する委任状を提出することにより、当該年度に限り、委任状をその都度提出することを省略することができる。この場合において、特定の入札等に関してのみこれと異なる代理人を選任して委任することは認めない。）。

期間委任状について

- a 入札、見積についての権限及び契約締結についての権限が委任されていなければならない。
- b 電子入札においては、復代理は認めない。
- c 委任期間は当該年度内を限度とする。
- d 代表者及び受任者の記名・押印された委任状（書面）の提出とする。
- e 原則として期間委任状の委任期間中の都度委任状の提出は認めない。

(2) 電子調達システムによる証明書等の送信方法

電子調達システムによる入札参加の申込みを行う場合の使用アプリケーション及びバージョンの指定及び、保存するファイルの形式は次のいずれかとする。

番号	使用アプリケーション	保存するファイル形式
1	一太郎	Pro3形式以下のもの
2	Microsoft Word	Word2016形式以下のもの
3	Microsoft Excel	Excel2016形式以下のもの
4	その他のアプリケーション	PDFファイル 画像ファイル(JPEG形式及びGIF形式) 上記に加え特別に認めたファイル形式

(3) ファイル圧縮方法の指定

ファイルを圧縮して送信する場合は、LZH又はZIP形式とする。(自己解凍方式は不可)

(4) ファイル容量が大きく電子調達システムにより証明書等を送信できない場合証明書等のファイル容量が10MBを超える場合には、電子調達システムによる入札参加申し込みに必要な「確認書」及び「資格審査結果通知書(写)」のみを、1つのファイルとして(例えばPDF形式のファイル)まとめたものを、電子調達システムから送信し、それ以外の証明書等については、直接5(2)の契約係担当者に手渡すこと。

直接手渡すことができない場合は、郵送又は民間事業者による信書の送達に関する法律(平成14年法律第99号)第2条第6項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第9項に規定する特定信書便事業者による同条第2項に規定する信書便(以下「郵送等」という。)による提出をすることが出来る。この場合、事前に5(2)にその旨を連絡すること。

なお、参加資格確認後は、入札参加申込者に対して電子調達システムにより通知又は確認通知書を送付する。

(5) 証明書等の提出期限 令和4年8月5日 17時00分

各提出書類の提出先は次のとおりです。

○電子調達システムにより入札参加する場合

- ・確認書(電子入札用)(電子調達システムにより提出)
- ・資格審査結果通知書(写)(電子調達システムにより提出)
- ・技術審査関係資料(提出先上記2(5))
- ・紙入札方式参加願(提出先下記5(2))

○紙入札により入札参加する場合

- ・紙入札方式参加願(紙入札用)(提出先下記5(2))
- ・資格審査結果通知書(写)(提出先下記5(2))
- ・技術審査関係資料(提出先上記2(5))
- ・紙入札方式参加願(提出先下記5(2))

(6) 証明書等審査結果の通知

4(1)により提出された証明書等の審査結果を、令和4年8月10日までに電子調達システム又は文書等により通知する。

※ 電子調達システム又は紙入札方式参加願による入札参加申込手続きをとらなかった場合は、入札に参加できないので注意すること。

※ 入札参加申込手続き後に辞退する場合は、開札日までに「入札辞退書」を5(2)へ提出すること。
なお、入札辞退書等は下記アドレスにて公開しているためダウンロードして提出すること。
<http://www.kaiho.mlit.go.jp/ope/tyoutatu/youshikitou.html>

5 入札書及び関係書類の提出場所等

(1) 入札書は電子調達システムにより提出すること。

ただし、発注者に紙入札方式参加願を提出した場合は紙により提出すること。
電子調達システムのURL及び問い合わせ先

政府電子調達システム <https://www.geps.go.jp/>
電子調達システムヘルプデスク TEL 0570-014-889

(2) 入札書等の提出場所及び契約条項を示す場所及び問い合わせ先

東京都千代田区霞が関2-1-3

海上保安庁総務部政務課予算執行管理室第二契約係 山本 健
TEL03-3591-6361 内線 2831

(3) 入札説明書（仕様書等添付）の交付期間

令和4年7月7日 から 令和4年8月5日 まで

(4) 入札書の提出期限

令和4年8月25日 17時00分

(5) 入札書の提出方法

① 電子調達システムによる場合

ア 入札書の様式は、電子調達システムによるものとする。

イ 入札書等の記載事項

- a 契約件名は、定められた件名を記載するものとする。
- b 入札者は、特に指示ある場合を除き、総価で入札しなければならない。
- c 入札書等は、電子調達システムの入力画面上において作成するものとする。
(電子認証書を取得している者であること。)

ウ 入札書等の提出

- a 入札書等は、電子調達システムにより、当該入札公告した期限までに到達するように提出しなければならない。
- b 電子入札に利用することができる電子証明書は、資格審査結果通知書に記入されている者（以下「代表者」という。）又は代表者から入札・見積権限及び契約権限について期間委任により委任を受けた者の電子証明書に限る。

② 紙による入札の場合

ア 入札書の様式は、別紙-1によるものとする。

イ 入札書等の記載事項

- a 契約件名は、定められた件名を但しがきのあとに記載するものとする。
- b 入札者は、特に指示ある場合を除き、総価で入札しなければならない。
- c 入札書に記載する日付は、入札書を提出する日とする。
- d 入札書には、入札者の住所及び氏名を記載しなければならない。
- e 受任者（以下「代理人」という）が入札を行う場合は、代理人の住所、氏名（法人にあっては、所在地、法人名及び代理人の役職、氏名）を記載し、代理人の印鑑を押印しなければならない。以下、記載例による。

【記載例】

海保株式会社 代表取締役（社長） ○○ ○○ 代理
東京都千代田区霞ヶ関2-1-3
海保株式会社 東京支店（又は○○部）
支店長（又は○○部長） ○○ ○○ 印

ウ 入札書等の提出

- a 入札書は、別紙の様式にて作成し、封筒に入れ、かつ、その封皮に「法人名等及び契約件名、開札年月日、「入札書在中）」を朱書するものとする。
- b 電報、ファクシミリ、電話その他の方法による入札は認めない。
- c 入札者は、その提出した入札書の引換え、変更又は取り消しをすることができない。

エ 郵送により提出する場合

支出負担行為担当官等あて郵送（書留郵便又は民間事業者による信書の伝達に関する法律（平成14年法律第99号）第2条第6項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第9項に規定する特定信書便事業者（以下「一般信書便事業者等」という。）の提供する同条第2項に規定する信書便（以下「信書便」という。）の役務のうち、書留郵便に準ずるものとして一般信書便事業者等において当該信書物（同法第2条第3項に規定する信書便物をいう。）の引き受け及び配達記録をした信書便。）にすることができる。

郵送する場合においては、二重封筒とし、表封筒には「入札書在中」の旨を記載し、中封筒に入札書を入れ、かつ、その封皮に「法人名等及び契約件名、開札年月日、「入札書在中）」を朱書するものとする。ただし、入札書の提出期限までに到達するように提出しなければならない。

(6) 入札の無効

- ① 本入札説明書に示した競争参加資格のない者、入札条件に違反した者又は入札者に求められる義務を履行しなかった者の提出した入札及び次の各号の1に該当する入札は無効とする。
 - ア 委任状が提出されていない代理人のした入札
 - イ 所定の入札保証金又は入札保証金に代わる担保を納付し又は提供しない者のした入札
 - ウ 記名（外国人又は外国法人にあつては、本人又は代表者の署名をもって代えることができる。）を欠く入札
 - エ 金額を訂正した入札
 - オ 誤字、脱字などにより意志表示が不明瞭である入札
 - カ 公正な競争の執行を妨げた者又は公正な価格を乱し、若しくは不正の利益を得るために連合した者の入札
 - キ 同一事項の入札について他人の代理人を兼ね、又は2人以上の代理をした者の入札
 - ク 競争参加資格の確認のための書類などを添付することとされた入札にあつては、提出された書類が審査の結果採用されなかった入札
 - ケ 競争参加資格のあるものであつても、入札時点において、海上保安庁次長から指名停止措置を受け、指名停止期間中にある者のした入札
- ② 電子入札参加者は、電子証明書を不正使用等してはならない。
不正使用等した場合には当該電子入札参加者の入札への参加を認めないことがある。
なお、当該入札に関し入札権限のある他の電子証明書に変更しようとするときは、電子証明書変更承諾申請書（様式4）を提出すること。
また、電子証明書変更承諾申請書には変更後の電子証明書の企業情報登録画面を印刷したものを添付すること。

(7) 入札の延期等

入札者が相連合し又は不穩の挙動をする等の場合であつて、競争入札を公正に執行することができない状態にあると認められるときは、当該入札参加者を入札に参加させず、若しくは入札の執行を延期し、又はこれを取り止めることがある。

- (8) 開札の日時及び場所
日時：令和4年8月26日 13時30分
場所：海上保安庁入札室
- (9) 開札
- ① 電子調達システムによる場合
- ア 開札及び開披（以下「開札等」という。）は、入札等執行事務に関係のない職員を立ち合わせてこれを行う。
- イ 開札等をした場合において、入札金額のうち予定価格の制限に達した価格の入札がないときは、原則として引続き再度入札を行う。
ただし、契約担当官等がやむを得ないと認めた場合には、契約担当官等が別途指定する日時に再度入札を行う。
- ② 紙による場合
- ア 開札等は、原則として、入札者又はその代理人が出席して行うものとする。
この場合において、入札者等が立ち会わないときは、入札等執行事務に関係のない職員を立ち合わせてこれを行う。
- イ 開札等をした場合において、入札金額のうち予定価格の制限に達した価格の入札がないときは、原則として引続き再度入札を行う。
ただし、契約担当官等がやむを得ないと認めた場合には、契約担当官等が別途指定する日時に再度入札を行う。
- ③ 入札者又はその代理人は、開札場に入場しようとするときは、入札関係職員の求めに応じ競争参加資格を証明する書類、身分証明書等を提示しなければならない。
- ④ 入札者又はその代理人は、開札時刻後においては、開札場に入場することができない。
- ⑤ 入札者又はその代理人は、開札時刻後においては、契約担当官等が特にやむを得ない事情があると認めた場合のほか、開札場を退場することができない。

6 その他

- (1) 契約手続に使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨
- (2) 入札者に要求される事項
入札者等は、入札公告等で定められた要件を証明した書類を指定した期限までに提出しなければならない。
また、開札日の前日までの間において、契約担当官等から当該書類に関し説明を求められた場合には、それに応じなければならない。
- (3) 落札者の決定方法
- ① 本入札説明書に従い書類・資料を添付して入札書を提出した入札者であって、本入札説明書3の競争参加資格及び仕様を満たすことの出来ることの要求要件をすべて満たし、当該入札者の入札価格が予算決算及び会計令第79条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内であり、かつ、最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。
ただし、落札者となるべき者の入札価格によっては、その者により当該契約の内容に適合した履行がされないおそれがあると認められるとき、又はその者との契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがある著しく不相当であると認められるときは、予定価格の制限の範囲内をもって入札した者を落札者とする事が出来る。
- ② 本入札は、低入札価格調査制度を採用し、調査基準価格（当該契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められる場合の基準となる価格をいう。）を下回った入札を行なった者については、調査を行なったうえで落札するか否かを決定するものとする。

- ③ 電子調達システムでは、入札参加者の利便性向上のため、電子くじ機能を実装している。電子くじを行うには、入札者が任意で設定した000～999の数字が必要になるので、電子入札事業者は、電子調達システムで電子くじ番号を入力し、紙入札事業者は、紙入札方式参加願に記載するものとする。
落札者となるべき同価格の入札をした者が2人以上あり、くじにより落札者の決定を行うこととなった場合には、以下のとおり行うものとする。
- ア 同価格の入札をした者が電子入札事業者のみの場合
電子入札事業者が入力した電子くじ番号を元に電子くじを実施のうえ、落札者を決定するものとする。
- イ 同価格の入札をした者が電子入札事業者と紙入札事業者が混在する場合電子入札事業者が入力した電子くじ番号及び紙入札事業者が紙入札方式参加願に記載した電子くじ番号を元に電子くじを実施のうえ落札者を決定するものとする。
- ウ 同価格の入札をした者が紙入札事業者のみの場合
その場で紙くじ（又は電子くじ）を実施のうえ落札者を決定するものとする。
- ④ 契約担当官等は、落札者を決定したときは、その翌日から7日以内にその旨を落札者とされなかった入札者に電子調達システム又は書面により通知する。
ただし、開札に立ち会った参加者については、書面による通知を省略する。
- ⑤ 調査基準価格を下回った入札を行った者は、契約担当官等の行なう調査、事情聴取等に協力しなければならない。
- (4) 契約書の作成（ただし、契約金額が150万円に満たない場合は省略することがある）
- ① 競争入札を執行し、落札者を決定したときは、当該落札者とすみやかに、契約書を取り交わすものとする。
- ② 契約書を作成する場合において、契約の相手方が遠隔地にあるときは、まず、その者が契約書の案に記名押印し、さらに契約担当官等が当該契約書の案の送付を受けてこれに記名押印するものとする。
- ③ 上記②の場合において契約担当官等が記名押印したときは、当該契約書の1通を契約の相手方に送付するものとする。
- ④ 契約担当官等が契約の相手方とともに契約書に記名押印しなければ、本契約は確定しないものとする。
- ⑤ 「電子調達システム」による電子契約を行う場合、電子調達システムで定める手続に従い、契約書を作成しなければならない。なお、電子調達システムによりがたい場合は、発注者の承諾を得て紙契約方式に代えるものとする。
紙契約方式の手続をする場合は、紙契約方式承諾願（電子、紙入札共通）を落札決定後に上記5（2）へ提出すること。
- (5) 電子入札参加者側の障害により入札書受付締切時間又は開札時間を延長する場合の基準及び取扱い
- 電子入札参加者側の障害により電子入札ができない旨の申告があった場合は、障害の内容と復旧の可否について調査確認を行うものとする
- すぐに復旧できないと判断され、かつ下記の各号に該当する障害等により、原則として複数の電子入札参加者が参加できない場合には、入札書受付締切予定時間及び開札予定時間の変更（延長）を行うことができるものとする。
- ①天災
②広域・地域的停電
③プロバイダ、通信事業者に起因する通信障害
④その他、時間延長が妥当であると認められた場合
（ただし、電子証明書の紛失・破損、端末の不具合等、入札参加者の責による障害であると認められる場合を除く）
- 変更後の開札予定時間が直ちに決定できない場合においては、その旨をすべての電子入札参加者に電話等で連絡するものとし、開札日時が決定した場合には、その旨を全ての電子入札参加者に電話等で連絡するものとする。

- (6) 発注者側の障害により電子入札書受付締切時間又は開札時間を延長する場合の取扱い

発注者側の障害が発生した場合は、電子調達システム運用主管組織（総務省）と協議し、障害復旧の見込みがある場合には、電子入札書受付締切予定時間及び開札予定時間の変更（延長）を行い、障害復旧の見込みがない場合には、紙入札に変更するものとする。
障害復旧の見込みがあるが、変更後の開札予定時間が直ちに決定できない場合においては、その旨を全ての電子入札参加者に電話等で連絡するものとし、開札日時が決定した場合には、その旨を全ての電子入札参加者に電話等で連絡するものとする。

- (7) 支払条件は履行完了後、一括払いとする。

- (8) 上記によるもののほか、この一般競争入札に参加する場合において了知かつ、遵守すべき事項は、「海上保安庁入札・見積者心得」によるものとする。

<https://www.kaiho.mlit.go.jp/ope/tyoutatu/tyoutatu.html>

- (9) 入札者は、入札後、この入札説明書、仕様書等についての不明を理由として異議を申し立てることはできない。

入札書

一金

ただし 測量船昭洋定検修理

入札・見積者心得及び入札説明書等を承諾の上、入札します。

令和 年 月 日

住 所

商号又は名称

代表者氏名

支出負担行為担当官
海上保安庁総務部長 殿

※以下は押印を省略する場合のみ記載すること。

(連絡先は2以上記載すること)

本件責任者(会社名・部署名・氏名) :

担当者(会社名・部署名・氏名) :

連絡先1 :

連絡先2 :

(注)1.用紙の寸法は、日本産業規格A列4判とする。

2.金額は「アラビア」数字で記入する。

紙入札方式参加願

(特船 1154)

1. 発注件名 測量船昭洋定検修理

上記の案件は、電子調達システムを利用しての参加ができないため
紙入札方式での参加をいたします。

年 月 日

資格審査登録番号(業者コード)

企業名称

企業郵便番号

企業住所

代表者氏名

代表者役職

電子くじ番号

(連絡先)

電話番号

メールアドレス

入札者

住 所

企業名称

氏 名

※以下は押印を省略する場合のみ記載すること。

(連絡先は2以上記載すること)

本件責任者(会社名・部署名・氏名) :

担当者(会社名・部署名・氏名) :

連絡先1 :

連絡先2 :

支出負担行為担当官
海上保安庁総務部長 殿

※1. 入札者住所、企業名称及び氏名欄は、代表者若しくは委任を受けている場合は
その者が記載、押印する。

2. 電子くじ番号は、電子くじを実施する場合に必要となるので、000~999の任意の
3桁の数字を記載する。

紙契約方式承諾願

1. 件 名 測量船昭洋定検修理

上記の案件は、電子調達システムを利用しての契約ができないため、
紙契約方式での手続きをいたします。

令和 年 月 日

住 所

商号又は名称

代表者氏名

※以下は押印を省略する場合のみ記載すること。

(連絡先は2以上記載すること)

本件責任者(会社名・部署名・氏名) :

担当者(会社名・部署名・氏名) :

連絡先1 :

連絡先2 :

支出負担行為担当官
海上保安庁総務部長 殿

(様式-3) 一般競争入札方式

○宛 先: 海上保安庁 総務部政務課 予算執行管理室 契約係

確認書

件名: 測量船昭洋定検修理

本案件については、「電子入札方式」により参加します。

令和 年 月 日

企業名称

代表者

※以下は押印を省略する場合のみ記載すること。

(連絡先は2以上記載すること)

本件責任者(会社名・部署名・氏名):

担当者(会社名・部署名・氏名):

連絡先1:

連絡先2:

電子入札方式により参加する方は、本入札に使用するICカード券面の番号を記入してください。

【電子証明書の番号】「シリアルナンバー(SN)」、「ID」などの項目に続く

10桁の数字・英字(例:14桁、16桁)

--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--

【取得者名】

--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--

--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--

(左つめで記入。「スペース」分も左つめで記入。枠不足の際は、追加してください。)

*今回限定した上記の電子証明書以外を以後において使用した場合、「無効」の入札となることがあります。

*上に記入する「数字・英字」等は、誤記のないように十分留意してください。

(担当者連絡先)※押印省略する場合も、担当者のメールアドレスは必ず記載してください。

担当者名:

電話番号:

メールアドレス:

電子証明書変更承諾申請書

1. 発注件名：

2. 変更後の電子証明書番号

--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--

3. 変更理由

上記案件について、電子調達システムにより入札に参加することとしていますが、使用している電子証明書について上記理由により開札までの間に使用できなくなることから、電子証明書の変更を承諾されたく申請します。

住所
氏名

※以下は押印を省略する場合のみ記載すること。

(連絡先は2以上記載すること)

本件責任者(会社名・部署名・氏名)：

担当者(会社名・部署名・氏名)：

連絡先1：

連絡先2：

支出負担行為担当官
海上保安庁総務部長 殿

上記については承諾します。

殿

令和 年 月 日
支出負担行為担当官
海上保安庁総務部長

入札参加者は、入札手続きの開始以降、使用していた電子証明書について、電子証明書発行機関の電子証明書の利用に関する規約上の失効事由が生じた場合又は有効期限の満了により開札までの間に使用することができなくなることが確実な場合において、当該入札に関し入札権限のある他の電子証明書に変更しようとするときは、発注者に電子証明書変更承認申請書(様式3)を提出するものとする。この場合において、電子証明書変更承諾申請書には、変更後の電子証明書の企業情報登録画面を印刷したものを添付することとする。

発注者(海上保安庁)は、変更後の電子証明書に関して入札権限等に問題がないことが確認できる場合についてのみ変更を承諾します。

様式5

期 間 委 任 状

受任者

住 所

氏 名

使用印

私は上記の者を代理人と定め

下記の権限を委任します。

委任期間 年 月 日から

年 月 日まで

委任事項

年 月 日

委任者 住所

商号又は名称

代表者氏名

支出負担行為担当官

海上保安庁総務部長 勝山 潔 殿

※以下は押印を省略する場合のみ記載すること。契約締結について委任する場合は押印省略不可。

(連絡先は2以上記載すること)

本件責任者(会社名・部署名・氏名):

担当者(会社名・部署名・氏名):

連絡先1:

連絡先2:

様式6

都 度 委 任 状

受任者

住 所

氏 名

使用印

私は上記の者を代理人と定め
「件名：測量船昭洋定検修理」に関する下記の権限を委任します。

委任事項

1.

年 月 日

委任者 住所

商号又は名称

代表者氏名

支出負担行為担当官
海上保安庁総務部長 勝山 潔 殿

※以下は押印を省略する場合のみ記載すること。契約締結について委任する場合は押印省略不可。
(連絡先は2以上記載すること)
本件責任者(会社名・部署名・氏名):
担当者(会社名・部署名・氏名):
連絡先1:
連絡先2:

令和4年度
特船契第1154号

船舶修繕請負契約書

船舶修繕請負契約書

収入
印紙

- 修繕物件名 測量船昭洋定検修理
ただし、別紙仕様書及び図面のとおり。
- 請負金額 金 円也
うち取引に係る消費税額及び地方消費税額 金 円
- 履行期限 令和4年9月14日から令和4年12月14日まで（検査記録等 最終提出期限 令和5年1月12日）
ただし、修理日程については、海上保安庁装備技術部船舶課船舶整備企画室担当官と協議のうえ決定することとし
連続する50日以内とする。また、検査記録等については修理完了後30日以内とする。
- 修繕場所及び引渡場所 修繕請負造船所（検査記録等の提出先は海上保安庁）
- 契約保証金 免除

上記修繕について、支出負担行為担当官 海上保安庁総務部長 勝山 潔 を発注者 とし、
請負者を として、次の条件により請負契約を締結する。

（総 則）

第1条 受注者は、別紙仕様書及び図面（以下「仕様書等」という。）に基づき、引渡期限までに、頭書の修繕物件を完成して、その結果を引渡場所
において、発注者に引き渡すものとし、発注者は、これに対し、受注者に請負代金を支払うものとする。

(仕様書等の解釈等)

第2条 仕様書等について疑義を生じたとき又は仕様書等に明記されていない事項については、発注者受注者協議して定めるものとし、受注者は、その他軽微なものについては、発注者又は監督すべきことを命ぜられた職員（以下「監督職員」という。）の解釈若しくは指示に従い、請負金額の範囲内において施行するものとする。

2 受注者は、修繕工程表及び修繕費内訳明細書を発注者に提出し、その承認を受けなければならない。

(監督職員)

第3条 発注者は、監督職員を命じたときは、その官職及び氏名を受注者に通知するものとする。

2 受注者は、監督職員の監督の実施について、必要な費用を負担するものとする。

3 受注者は、他の条項に定めるもののほか、監督職員から監督の実施について必要な資料の提出又は提示を求められた場合にはこれに応ずるものとする。

4 受注者は、監督職員から立ち会いを求められた場合は、これに応ずるものとする。

(権利義務の譲渡等)

第4条 この契約により生ずる権利又は義務は、これを第三者に譲渡し、又は承継させてはならない。ただし、発注者の書面による承諾を得た場合は、この限りでない。

2 修繕物件又は修繕現場に搬入した検査済み修繕材料は、これを第三者に売却若しくは貸与し、又は抵当権その他の担保の目的に供してはならない。ただし、あらかじめ発注者の書面による承諾を得た場合には、この限りでない。

(一括再委託等の禁止)

第5条 受注者は、業務の全部を一括して、又は主たる部分を第三者に委任し又は請け負わせてはならない。

2 前項の「主たる部分」とは、業務における総合的企画、業務遂行管理、手法の決定及び技術的判断等を言うものとする。

(代理人等に関する措置要求)

第6条 発注者又は監督職員は、現場代理人その他受注者の代理人（下請負人は代理人とみなす。以下同じ。）、主任技術者、使用人又は労務者等てこ

の契約の履行につき著しく不相当と認められるものがあるときは、受注者に対し、事由を明示して、必要な措置をとるべきことを求めることができる。

(特許権等の使用)

第7条 受注者は、修繕の施行について、特許権その他第三者の権利の対象となっている方法を使用するときは、その使用に関する一切の責任を負うものとする。

(材料の検査等)

第8条 受注者の負担に属する修繕材料は、発注者が特に指定したものを除き、その使用前に監督職員の検査を受けなければならない。この場合において、発注者は、受注者が検査を受けなかったとき又は検査に合格した材料以外の材料を使用したときは、使用後であっても、これを取り替えさせることができるものとする。

- 2 受注者は、材料検査の結果合格となった材料等と検査未済又は不合格となった材料等とに区分する措置をとるとともに、不合格となった材料等を良品とすみやかに取り替えなければならない。
- 3 受注者は、材料検査に合格した材料等であって、修繕場所にあるものを監督職員の承諾を受けることなく当該場所から持ち出してはならない。
- 4 受注者は、船底その他完成後外部から容易に見ることのできない部分の修繕について、発注者が指示したときは、発注者又は監督職員の立ち会いの上施行するものとする。ただし、この場合において、監督職員がやむを得ない理由により立ち会えない場合は、受注者は監督職員の指示により、施行を証明することができる見本、写真その他の資料を監督職員に提出し、その確認を受けなければならない。
- 5 受注者が前項の規定に違反して施行したときであって、発注者又は監督職員が指示するときは、受注者は、施行箇所の撤去、再施行等所要の措置をとらなければならない。

(官給品等)

第9条 発注者は、修繕用として仕様書等に記載する官給品（貸与品を含む。以下「官給品等」という。）を発注者の指定する場所及び日時に受注者に交付する。この場合において、受注者は、その官給品等の交付を受けた都度受領書を発注者に提出し、善良な管理者の注意をもってこれを保管し、かつ、その費用を負担するものとする。

- 2 受注者は、天災地変等の不可抗力又は発注者の責めに帰すべき事由によらないで官給品等が亡失若しくは損傷し、又はその返還が不可能となった

ときは、発注者の指定する方法により弁償するものとする。

- 3 受注者は、官給品等を仕様書等に基づいて使用し、修繕の完成又は契約の変更、若しくは解除等によって不用となったものは、その内容を明らかにした書類を作成し、監督職員（監督職員不在の場合は検査職員）の確認を受けて発注者に提出するとともに、発注者の指定する時期及び場所において、発注者に返還しなければならない。

第10条 受注者は、指定品として仕様書等の記載する修繕材料については、これら以外のものを使用することができないものとする。

（仕様書等に不適合の場合）

- 第11条 受注者は、修繕の施行が仕様書等に適合しない場合において、監督職員が材料等の取替え、施行箇所の撤去又は再施行等の指示をした場合には、これに従わなければならない。この場合において、受注者は、請負金額の増額又は引渡期限の延期を請求することはできないものとする。

（第三者の作業の実施）

- 第12条 発注者は、第20条による修繕物件の引渡し前に、第三者にこの修繕物件に対し他の作業を実施させることがあるものとする。この場合において、受注者は、監督職員の指示に従い、当該修繕の施行者と相互協調して修繕の進捗を図るものとする。
- 2 受注者は、前項の場合において、自己の修繕の施行上不便をきたすことがあっても、発注者に対し、異議の申出又は賠償を請求することができないものとする。

（廃材等の処置）

- 第13条 受注者は、修繕の施行により発注者の所有に属する撤去品又は官給品等について廃材等を生じたときは、その内容を明らかにした書類を作成し、監督職員（監督職員不在の場合は検査職員）の確認を受けて発注者に提出するとともに発注者の指定する時期及び場所において、これを発注者に引き渡さなければならない。
- 2 受注者は、前項の廃材等を、発注者が引き取るまでの間、無償で保管するものとする。

（行政庁に対する手続）

- 第14条 受注者は、修繕について、行政庁の検査、検定等を必要とするときは、自己の費用をもって、当該行政庁に対する必要な手続をするものとする。

する。

(物価変動等による請負金額の変更)

第15条 物価変動その他改定又は予期することのできない事由に基づく経済情勢の激変等により、請負金額が著しく不相当であると認められるに至った場合は、発注者受注者協議して、これを変更することができるものとする。

(修繕の変更等)

第16条 発注者は、その都合により修繕を変更し、又は一時その施行を中止し、若しくはこれを打ち切ることができるものとする。

2 前項の場合において、請負金額を増減する必要があるときは、修繕費内訳明細書に記載する単価により、これによりがたいとき又は所定の引渡期限を伸縮する必要があるときは、発注者受注者協議して、その金額を増減し、若しくは引渡期限を伸縮するものとする。

(引渡期限の変更等)

第17条 発注者は、その都合により引渡期限又は引渡場所を変更することができるものとする。

2 前項の場合において、請負金額を増減する必要があるときは、発注者受注者協議して、その金額を増減するものとする。

(終了通知及び検査)

第18条 受注者は、修繕終了予定日の15日前までに、修繕終了予定日を書面により発注者に通知するものとする。

2 発注者は、前項の通知を受けたときは、検査を行うべきことを命じた職員（以下「検査職員」という。）により、修繕終了予定日（この日以後において受注者が検査をなすべき日を指定したときは、その日）から15日以内（以下「検査期間」という。）に、仕様書に指定した方法その他発注者の適当と認める方法により検査を行うものとする。ただし、天災地変その他やむを得ない事由により検査をすることができない期間は、検査期間に算入しないものとする。

3 発注者は、検査職員を命じたときは、その官職及び氏名並びに検査時期及び検査場所を受注者に通知するものとする。

4 受注者は、第2項の検査に立ち会うものとする。この場合において、受注者が立ち会わないときは、発注者は、単独で検査を行い、その結果を受注者に通知するものとし、受注者は、これに対して不服を述べることができない。

5 受注者は、検査職員から検査の実施について必要な書類又は物件の提示若しくは提出又は説明を求められた場合には、これに応ずるものとする。

- 6 受注者は、検査職員から修繕の重要な部分について完成後直接確認することができないものについて、当該部分の施行の状況を説明することができる見本、写真その他の資料の提示又は提出を求められた場合には、これに応ずるものとする。
- 7 受注者は、検査職員の指示に従い、修繕物件の運転、操作その他検査に必要な作業をし、別に定めのあるものを除きその費用を負担するものとする。
- 8 修繕物件が不合格となった場合において、その不合格部分の手直し期間は、発注者が指示する期間とし、その検査期間は、発注者が受注者から手直しを終了した旨の通知を受理した日（この日以後において受注者が検査をなすべき日を指定したときは、その日）から起算する。

第19条 次に掲げる場合には、検査のため必要な限度において破壊検査を行うことができるものとする。

- (1) 仕様書に指定されているとき。
 - (2) 前条第6項の資料による確認ができなかったとき、その他修繕の施行について疑うに足りる相当の理由があるとき。
 - (3) その他検査を行うため検査職員が特に必要があると認めるとき。
- 2 仕様書等に指定がある場合又は検査職員が必要があると認める場合には、理化学試験により検査を行うことがあるものとする。

(修繕物件の引渡し)

第20条 受注者は、修繕物件が前2条の検査に合格したときは、遅滞なく、これを発注者に引き渡すものとする。

第21条 発注者は、修繕の一部が終了した場合において、その部分の検査を行い、合格部分の全部又は一部の引渡しを受けることができるものとする。

2 前3条の規定は、前項の検査及び引渡しについて準用する。

(請負代金の支払)

第22条 発注者は、第20条の規定により修繕物件の引渡し及び検査記録等の提出を受けた後、受注者が提出する適法な支払請求書を受理した日から45日以内(以下「約定期間」という。)に海上保安庁において、請負代金を受注者に支払うものとする。

2 発注者は、受注者から支払請求書を受理した後、その請求書の内容の全部又は一部が不当であることを発見したときは、その事由を明示して、これを受注者に返付するものとする。この場合においては、その請求書を返付した日から発注者が受注者の是正した支払請求書を受理した日までの期

間は、約定期間に算入しないものとする。ただし、その請求書の内容の不当が受注者の故意又は重大な過失によるものであるときは、適法な支払請求書の提出がなかったものとし、受注者の是正した支払請求書を受領した日から約定期間を計算するものとする。

第23条 削除

(遅延利息)

第24条 発注者は、約定期間内に請負代金を支払わないときは、受注者に対し、遅延利息を支払わなければならない。

- 2 遅延利息の額は、約定期間満了の日の翌日から支払をする日までの日数に応じ、年2.5パーセントとする。ただし、受注者が代金の受領を遅滞した日数及び天災地変等やむを得ない事由により支払のできなかった日数は、約定期間に算入せず、又は遅延利息を支払う日数に計算しないものとする。
- 3 前項の規定により計算した遅延利息の額が100円未満であるときは、遅延利息を支払うことを要せず、その額に100円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとする。
- 4 発注者が検査期間内に検査を終了しないときには、検査期間満了の日の翌日から検査終了した日までの日数は、約定期間の日数から差し引くものとし、又検査の遅延した日数が約定期間の日数を超える場合は、約定期間は満了したものとみなし、発注者は、その超える日数に応じ、前3項の例に準じて計算した金額を受注者に支払うものとする。

(引渡期限の延伸)

第25条 受注者は、所定の期間までに修繕を完成してその物件の引渡しをすることができないときは、あらかじめ遅滞の理由及び完成引渡しの可能な期日を明示して、発注者に引渡期限の延伸の承認を求めなければならない。

- 2 発注者は、前項の請求に対し、支障がないと認めたときは、これを承認するものとする。ただし、遅滞が天災地変その他受注者の責めに帰することのできない事由に基づく場合のほか、遅滞金を徴収する。

(遅滞金)

第26条 前項第2項ただし書の規定による遅滞金は、延伸前の完成期限満了の日の翌日から修繕を完成して、その物件の引渡しをする日までの日数に応じ、遅滞1日につき、請負金額（第22条の規定により発注者が引渡しを受けた部分があるときは、この部分に対する代金を除いた金額）の年

- 3 パーセントとする。ただし、その総額が請負金額の10分の1を超える場合は、その超過額は遅滞金に算入しないものとする。
- 2 前項の遅滞日数の計算については、検査期間が始まる日の翌日から発注者が検査に着手した日の前日までの日数は、これを遅滞日数に算入しないものとする。

(臨機の措置)

- 第27条 受注者は、災害防止等のため特に必要と認める場合には、臨機の措置をとらなければならない。この場合において、受注者は、あらかじめ監督職員の意見を求めるものとする。ただし、緊急やむを得ないときは、この限りでない。
- 2 受注者は、前項の場合において、そのとった措置につき、遅滞なく監督職員に報告しなければならない。
- 3 監督職員は、災害防止その他修繕の施行上緊急に必要な事項については、受注者に対し、臨機の措置をとることを求めることができる。この場合において、受注者は、直ちにこれに応じなければならない。
- 4 第1項及び前項の措置に要した経費のうち、発注者受注者協議して請負金額に含めることを不相当と認めた部分については、発注者がこれを負担するものとする。

(危険負担)

- 第28条 修繕物件の引渡し前に発注者の責めに帰することができない事由により修繕物件及び修繕材料（以下「修繕物件等」という。）について生じた損害は、次項に規定する場合を除き、受注者の負担とする。第24条の規定により既済部分払をした場合の当該既済部分についても同様とする。
- 2 天災地変その他の不可抗力により修繕物件等に損害を生じた場合において、その損害が重大であり、かつ、受注者が災害防止のため必要な臨機の措置をとる等善良な管理者の注意を怠らなかつたと認められるときは、その損害は、発注者が負担するものとする。この場合において、損害額は発注者受注者協議して定めるものとし、保険等その損害をてん補する金額があるときは、損害額からこれを控除するものとする。
- 3 修繕物件等を保険等に付している場合において、修繕物件等に損害を生じたときは、その損害が発注者の責めに帰すべき事由による場合であっても、その損害が当該保険によっててん補されるときは、てん補額を限度として、受注者が負担するものとする。

(契約不適合責任)

- 第29条 受注者は、修繕物件の引渡し後1年以内に、その物件が種類、品質又は数量に関して契約の内容に適合しないもの（以下「契約不適合」という。）であることが発見されたときは、発注者の請求により、自己の費用をもってこれを修繕し、代替物を引渡し又は不足分を引渡さなければならない。

らない。また、その契約不適合によって生じた物件の滅失若しくはき損に対して、損害を賠償するものとする。

- 2 前項の規定により契約不適合を修繕する場合において、発注者の都合により受注者の工場で修繕をすることができないときは、発注者受注者協議して、受注者の費用をもって他の工場で修繕をすることができるものとする。この場合において、この負担する費用は、受注者の工場において、修繕をした場合に係る費用に相当する額を限度とする。
- 3 第1項の期間は、契約不適合が入きよ又は行政庁の検査を受検するとき以外に発見できないものであるときは、修繕物件の引渡し後1年以上1年半以内において最初の入きよ又は検査終了の時までとする。

(契約の解除)

第30条 発注者は、下記各号の一に該当するときは、この契約の全部又は一部を解除することができる。

- (1) 受注者から解約の申出があったとき。(第32条による場合を除く。)
 - (2) 受注者が引渡期限までに修繕を完成してその引渡しをしないとき又は引渡期限までに修繕を完成して、その引渡しをする見込みがないことが明らかなきとき。
 - (3) 受注者が第4条及び第5条の規定に違反したとき。
 - (4) 前各号のほか、受注者がこの契約に違反し、そのため発注者が契約の目的を達することができないとき。
 - (5) この契約の履行について、受注者又はその代理人若しくは使用人等が不正の行為をしたとき又はこれらの者が発注者の行う検査若しくは監督を妨げ、又は妨げようとしたとき。
 - (6) 受注者が破産の宣告を受け、又は無能力者となり、若しくは居所不明となったとき。
- 2 受注者(受注者が共同企業体であるときは、その構成員のいずれかの者。以下この項において同じ。)が次の各号のいずれかに該当するときは、この契約を解除することができる。
- (1) 役員等(受注者が個人である場合にはその者を、受注者が法人である場合にはその役員又はその支店若しくは常時契約を締結する事務所の代表者をいう。以下この条において同じ。)が、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号。以下「暴力団対策法」という。)第2条第6号に規定する暴力団員(以下「暴力団員」という。)であると認められるとき。
 - (2) 暴力団(暴力団対策法第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。)又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認められるとき。
 - (3) 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用する

などしたと認められるとき。

- (4) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していると認められるとき。
- (5) 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき
- (6) 下請契約その他の契約に当たり、その相手方が第一号から第五号までのいずれかに該当することを知りながら、当該者と契約を締結したと認められるとき
- (7) 受注者が、第一号から第五号までのいずれかに該当する者を下請契約その他の契約の相手方としていた場合（第六号に該当する場合を除く。）に、発注者が受注者に対して当該契約の解除を求め、受注者がこれに従わなかったとき。

3 受注者は、第1項第1号から第5号までの場合において、違約金として、解約部分に対する請負金額の10分の1に相当する金額を発注者に支払わなければならない。ただし、第1項第1号又は第2号の場合において、受注者の責めに帰することのできない事由があるときは、この限りでない。

4 第2項の規定によりこの契約が解除された場合においては、受注者は、請負代金額の10分の1に相当する額を違約金として発注者の指定する期間内に支払わなければならない。

第31条 発注者は、前条に定める場合のほか、自己の都合により、修繕の終了前に、この契約の全部又は一部を解除することができる。この場合において、発注者は、受注者に損害が生じ解約後30日以内に請求があるときは、その損害を賠償するものとする。

2 前項の損害額は確証のあるものを限度として、発注者受注者協議して定めるものとする。

第32条 受注者は、第16条の規定による修繕の変更のため請負金額が2/3以下に減少したとき又は同条の規定による修繕中止の期間が契約期間の1/2以上に達したときは、この契約を解除することができる。

第33条 前3条の規定により、この契約の全部又は一部が解除された場合において、受注者が第23条の規定により、既済部分について代金の一部の支払を受けているときは、発注者に対し、その全部の金額を発注者の指定する期日までに返納しなければならない。

2 発注者は、既済部分の全部又は一部が発注者の利用に適するものであり、かつ、発注者において必要とするときは、修繕費内訳明細書に記載した単価により算出した金額（これによりがたいときは発注者受注者協議して定めた金額）の代価をもって、既済部分を取得できるものとする。

3 第18条、第19条、第22条及び第24条の規定は、前項の取得部分の検査、引渡し、請負代金の支払及び遅延利息について準用する。

(相殺等)

第34条 この契約により発注者が受注者から取得すべき遅滞金、返納金、違約金等がある場合において、発注者が該当金額と相殺することができる債務を受注者に対し有するときは、これを相殺するものとする。

2 前項の規定により相殺を行っても、なお発注者において取得金がある場合又は発注者が遅滞金、返納金、違約金等を徴収する場合において、受注者は、発注者の指定する相当の期限までにこれらの金額を支払わないときは、発注者に対し、遅延利息を支払わなければならない。ただし、当該取得金、遅滞金、返納金又は違約金が1,000円未満の場合は、この限りでない。

3 第24条第2項及び第3項の規定は、前項の遅延利息について準用する。この場合において、同条第2項中「年2.5パーセント」とあるのは「年3パーセント」、同項ただし書中「受注者」とあるのは、「発注者」と、第3項中「100円」とあるのは「1円」と読み替えるものとする。

(談合等不正行為があった場合の違約金等)

第35条 受注者が、次に掲げる場合のいずれかに該当したときは、受注者は、発注者の請求に基づき、契約額（この契約締結後、契約額の変更があった場合には、変更後の契約額）の10分の1に相当する額を違約金として発注者の指定する期間内に支払わなければならない。

(1) この契約に関し、受注者が私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。)第3条の規定に違反し、又は受注者が構成事業者である事業者団体が独占禁止法第8条第1号の規定に違反したことにより、公正取引委員会が受注者に対し、独占禁止法第7条の2第1項（独占禁止法第8条の3において準用する場合を含む。）の規定に基づく課徴金の納付命令（以下「納付命令」という。）を行い、当該納付命令が確定したとき（確定した当該納付命令が独占禁止法第63条第2項の規定により取り消された場合を含む。）

(2) 納付命令又は独占禁止法第7条若しくは第8条の2の規定に基づく排除措置命令（これらの命令が受注者又は受注者が構成事業者である事業者団体（以下「受注者等」という。）に対して行われたときは、受注者等に対する命令で確定したものをいい、受注者等に対して行われていないときは、各名宛人に対する命令すべてが確定した場合における当該命令をいう。次号において同じ。）において、この契約に関し、独占禁止法第3条又は第8条第1号の規定に違反する行為の実行としての事業活動があったとされたとき。

(3) 前号に規定する納付命令又は排除措置命令により、受注者等に独占禁止法第3条又は第8条第1号の規定に違反する行為があったとされた期間及び当該違反する行為の対象となった取引分野が示された場合において、この契約が当該期間（これらの命令に係る事件について、公正取引委員会が受注者に対して納付命令を行い、これが確定したときは、当該納付命令における課徴金の計算の基礎である当該違反する行為の実行期間を

除く。)に入札(見積書の提出を含む。)が行われたものであり、かつ、当該取引分野に該当するものであるとき。

(4) この契約に関し、受注者(法人にあっては、その役員又は使用人を含む。)の刑法(明治40年法律第45号)第96条の6又は独占禁止法第89条第1項若しくは第95条第1項第1号に規定する刑が確定したとき。

2 受注者が前項の違約金を発注者の指定する期間内に支払わないときは、受注者は、当該期間を経過した日から支払いをする日までの日数に応じ、年3パーセントの割合で計算した額の遅延利息を発注者に支払わなければならない。

(紛争の解決)

第36条 この契約の履行について、発注者受注者間に紛議を生じたときは、発注者受注者協議して解決するものとする。

(秘密の保全)

第37条 発注者及び受注者は、この契約の履行に際し知得した相手方の秘密を第三者に漏らし、又は利用してはならない。

2 前項の規程は、受注者の責任の下、その業務の一部を請け負わせようとする協力会社及び下請会社等まで及ぶものとする。

(特約条項)

第38条 本契約については、別紙特約条項を定めるものとする。

以上契約を証するため、この証書2通を作成し、発注者受注者各1通を保有する。

令和 年 月 日

発注者	住 所	東京都千代田区霞が関2-1-3
	氏 名	支出負担行為担当官 海上保安庁総務部長 勝山 潔
受注者	住 所	
	氏 名	

別紙

特約条項

発注者、受注者は本契約書総則第1条に定める仕様書等では対応できない、新たな修繕実施について、次の特約条項を定める。

第1条 発注者又は受注者は、本契約書総則第1条に定める仕様書等では対応できない、不具合を発見した場合、発注者が任命する監督職員（以下、「監督職員」と言う。）と受注者による事前調整を経た後、受注者から発注者が指定する書面（以下「指定書面」と言う。）に当該不具合の修繕に要する概算見積額を記載の上、監督職員あて報告し、その実施について協議するものとする。

第2条 発注者は前1条の報告・協議を受け、当該修繕の必要があると判断した場合は、報告・協議を受けた指定書面にて、発注者が指定する職員（以下「主任監督職員という。）から受注者あて実施を指示するものとし、受注者が当該指示を承諾する場合、発注者が実施を指示した指定書面を主任監督職員あて提出するものとする。なお、それぞれの指示、承諾は監督職員を介して行うものとする。

第3条 前2条に基づき行う手続きは、当初契約の変更契約として実施するものとし、その都度手続きを行うこととする。ただし次の各号によるものとする。

- 1 発注者は指示した仕様変更を全て整理した確定仕様書を発注者が任命する検査職員による検査実施前までに作成し、受注者へ提出しなければならない。
- 2 発注者・受注者は変更契約に伴う請負金額を、本契約の引渡期限後原則として20日以内に確定しなければならない。
ただし、発注者受注者が協議して別の期日を定めた場合は、この限りでない。

第4条 修繕が引渡期限内に完了せず遅滞金が発生する場合の起算日は引渡期限の翌日をその起算日とする。

第5条 変更契約に伴う請負金額の確定は、受注者の見積額を参考に、発注者が算出した額に当初契約における予定価格と請負金額の比率を乗じた額を基に、発注者、受注者協議の上、確定するものとし、当該比率については入札又は見積合わせ実施後、発注者から受注者へ別途通知するものとする。

この際の通知桁数は、小数点以下3桁(0.●●● 四桁以下切り捨て)とする。

なお、本特約条項第3条第2号に定める期日までに協議が整わない場合は、発注者が提示する額をもって、請負金額の確定とする。

測量船昭洋定檢修理

海上保安庁裝備技術部船舶課

令和4年6月

第一章 一般

- 1 この修理は、船舶安全法その他関係法令に基づいて施工し、所要の検査に合格しなければならない。

また、検査に関する手続きは請負者が行い、その検査申請に当っては、検査職員の確認を受けてから行うものとする。

なお、管海官庁に受理された船舶検査申請書の写しを検査職員及び船舶課に提出するものとする。

- 2 この修理の施工に当っては、監督職員の監督を受け、検査職員の検査に合格しなければならない。
- 3 この修理に使用する材料は、この仕様書で指示する場合を除き、現在使用している材料と同等の品質又はそれ以上のものを使用するものとする。

また、国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律（グリーン購入法）に基づく環境物品等の調達の推進に関する基本方針において、特定調達品目として定められているものにあつては、同基本方針の「判断の基準」及び「配慮事項」に適合する材料を使用する。

なお、船舶安全法等の規定により、本基準に従うことが困難な場合にあっては、監督職員の指示により処理するものとする。

- 4 請負者は、受検日程等を記載した工程表を検査職員及び船舶課に提出し、その承認を受けなければならない。
- 5 この修理の施工に当り、撤去品等が発生した場合は、監督職員の指示により適法に処理するものとする。
- 6 この修理期間中、本船の保安及び災害防止並びに安全管理については、直接本船乗組員の責めに帰すべき場合を除き、請負者がその責めに任ずるものとする。
- 7 この修理期間中請負者は、本船の自活用の電力及び飲料水を供給するものとする。

なお、その使用料については、協議のうえ別途契約するものとする。

- 8 この修理期間中請負者は、修理のために必要な、ほう炊及び居住の代替施設を供給するものとする。

- 9 修理期間は、令和4年9月14日から令和4年12月14日までの間の連続する50日以内とし、落札者は契約後、海上保安庁装備技術部船舶課船舶整備企画室と協議し、修理期間を決定するものとする。

なお、修理のための基地出港日は修理開始前の3日以内、基地帰港日については引渡期限の3日以内とする。

10 支払いは、修理完工及び書類提出後とする。

11 別紙に掲げる検査記録等提出期限は、修理完了後30日以内に提出するものとする。

ただし、最終提出期限は令和5年1月12日とする。（提出先は本庁分、本船分共に本庁とする）

第二章 船体部

1 船体入出渠及び離接岸

(1) 主要目

総トン数	3,359トン
全長	98.00m
幅	15.20m
深さ	7.80m

(2) 滞架日数

本修理にかかる滞架日数は、7日とする。

(3) 要領等

ア 入出渠は、次の事項等に十分配慮し安全確実に行う。

(ア) 入渠要領図及び前回入渠時の盤木位置図を参照する。

(イ) 入出渠に伴うトリム等の調整は、船体局部に過大な荷重が加わることのないよう慎重に行うものとし、入渠後の清海水の排水及びトリム等の調整用清海水の注水を行う。

なお、入渠前のタンクコンディション調整は乗員が行うものとする。

(ウ) 前回入渠時の盤木位置図、ログ、音測等の船底付機器類、シーチェストの配置等を潜水夫等により調査及び確認する。

イ 離接岸は、十分な曳船を使用し安全確実に行う。

ウ 盤木位置図を2部（本庁船舶課及び本船に各1部。以下同じ。）提出する。

2 居住区等の防汚処置

修理仕様に指示するほか、次の防汚処置を本修理開始前に施工し、本修理完了後、同処置を撤去のうえ掃き掃除を行う。

(1) 各室床

ビニールシートでカバーする。（各出入口踏板部を含む。）

操舵室	38㎡
機関監視区画	20㎡
通信区画	24㎡
第一観測室	148㎡
第一公室	64㎡
第二公室	64㎡
第1食器室	11㎡
第2食器室	9㎡
機関管理室	68㎡

(2) 各通路床

ビニールシートでカバーする。（暴露部の通路を除き、各出入口踏板部を含む。）

航海船橋甲板廊室	1㎡
船橋甲板通路	14㎡
船首楼甲板通路	88㎡
上甲板通路	82㎡
下甲板通路	72㎡

(3) 各階段

ステップ部は合板及びビニールシートで、ケコミ板、手摺部等はビニールシートでカバーする。（暴露部の階段を除く。）

航海船橋甲板～船橋甲板	1箇所	2㎡
船橋甲板～船首楼甲板	1箇所	2㎡
船首楼甲板～上甲板	2箇所	4㎡
上甲板～下甲板	3箇所	6㎡

(4) 各室椅子、ソファ、テーブル

ビニールシートでカバーする。

操舵室椅子	3脚
-------	----

機関監視区画椅子	5脚
通信区画椅子	3脚
第一観測室椅子	11脚
第一公室椅子	27脚
第二公室椅子	42脚
機関管理室椅子	2脚
機関監視区画ソファ	1脚
通信区画ソファ	1脚
第一観測室ソファ	3脚
第一公室ソファ	1脚
第二公室ソファ	1脚
機関監視区画テーブル	1個
通信区画テーブル	1個
第一観測室テーブル	8個
第一公室テーブル	6個
第二公室テーブル	7個

3 船底外板

船底外板（舵、シャフトブラケット、ビルジキール等の付加物並びにシーチェスト及びバウスラスタ蓋、トンネル内を含む。）について、次の清掃等を行う。

整備に必要な足場の架設、撤去は付帯とし、整備により生じたかき殻類は適法に処理する。

(1) 清掃、清水洗い

塗分線下外板 2092 m²

(2) 塗膜不良部手入れ

ディスクサンダーによる。 209 m²

(3) 塗装

プライマー エポキシ樹脂系 タッチアップ1回 229 m²

A/C エポキシ樹脂系 タッチアップ2回 229 m²

A/F 加水分解型 総塗装 2回 2092 m²

(4) 表示

喫水マークの表示 2回 一式

(5) その他

ア シーチェスト付格子は取外し、手入れ、塗装後復旧する。

イ 塗装は塗料メーカーが定める塗装要領等に従い施工し、A/Fの膜厚は2年仕様とする。

ウ 使用したA/C及びA/F塗料の製造所、製品名、使用量を明記した報告書を2部提出する。

(6) 防汚処置等

ア 清掃及び塗装中における音響測深機、電磁ログ、音波ログ、船底ドーム送受波部並びにプロペラ翼及び同軸の防汚処置は十分に行う。

イ 排水管の木栓による閉鎖等、排水による外板の水漏れ防止を行う。

4 船底保護陽極

次の船底保護陽極（本船支給）を取替える。

取外した保護陽極は計測し記録する。（計測記録表2部提出）

船尾管のガット、ガードプレート等の取外し、復旧は付帯とする。

ビルジキール	300×150×30	24個
舵板及びラダーホーン	300×150×30	16個
シャフトブラケット	300×150×30	6個
シーチェスト	300×150×30	12個
張出軸受	150×70×30	20個
バウスラスタ	300×150×30	8個
バウスラスタトンネル	300×150×30	8個
船尾船底外板	300×150×30	16個

ビルジウエル	300×150×30	6個
船尾管内	300×150×30	2個
船尾管用整流覆内	300×150×30	2個
ナローマルチビーム測深機区画	200×100×30	12個
海底地殻変動観測装置区画	70×75×20	2個

5 諸タンク

5-1 清水タンク

(1) 次のタンクのマンホールを開放し、清水洗浄、ローズボックスの解放清掃、乗員による点検、受検（圧力試験を含む。）、マンホールパッキン（ネオプレーン5 t）取替え、復旧する。

タンク内の酸素検知、照明装置及び足場の架設、撤去は付帯とする。

第1清水タンク	35.13m ³	(マンホール2個)
第2清水タンク	35.13m ³	(マンホール2個)
第3清水タンク	79.79m ³	(マンホール2個)
第4清水タンク	31.73m ³	(マンホール1個)
第5清水タンク	31.73m ³	(マンホール1個)
第6清水タンク	81.99m ³	(マンホール2個)

(2) 次のタンクのマンホールを開放し、清掃、乗員による点検、受検（圧力試験を含む。）、マンホールパッキン（ネオプレーン5 t）取替え、復旧する。

タンク内の酸素検知、照明装置架設、撤去は付帯とする。

第1雑用清水タンク	18.56m ³	(マンホール1個)
第2雑用清水タンク	18.56m ³	(マンホール1個)
冷却清水タンク	7.24m ³	(マンホール1個)

(3) 次のタンク（置タンク）のマンホールを開放し、清掃、乗員による点検、マンホールパッキン（ネオプレーン5 t）取替え、復旧する。

清水圧力タンク〔置〕	1.00m ³	(マンホール1個)
------------	--------------------	-----------

(4) 各測深管、張込管及び吸引管の下端部並びに同下船底外板の点検を行う。

(5) 各清水タンクに清水を補給し、24時間経過後、水質検査を実施する。（合格証明書2部提出）

5-2 海水タンク等

(1) 次のタンクのマンホールを開放し、乗員による点検、減揺タンクを除き受検（圧力試験を含む。）、マンホールパッキン（ネオプレーン5 t）取替え、復旧する。

タンク内の酸素検知、照明装置の架設、撤去は付帯とする。

(2) 各測深管、張込管及び吸引管の下端部並びに同下船底外板の点検を行う。

前部釣合タンク	70.52m ³	(マンホール2個)
後部釣合タンク	119.05m ³	(マンホール2個)
第1バラストタンク	37.69m ³	(マンホール2個)
第2バラストタンク	37.69m ³	(マンホール2個)
第3バラストタンク	95.00m ³	(マンホール2個)
第4バラストタンク	95.00m ³	(マンホール2個)
第5バラストタンク	65.35m ³	(マンホール2個)
第6バラストタンク	65.65m ³	(マンホール2個)
減揺タンク	111.00m ³	(マンホール2個)

5-3 油タンク

(1) 次のタンクのマンホールを開放し、清掃、乗員による点検、受検（圧力試験を含む。）、マンホールパッキン（ネオプレーン5 t）取替え、復旧する。

タンク内のガスフリー、ガス検知、照明・換気装置及び足場の架設、撤去は付帯とする。

第1重油タンク	121.52m ³	(マンホール2個)
第2重油タンク	121.52m ³	(マンホール2個)
第6重油タンク	18.40m ³	(マンホール1個)
第9重油タンク	96.44m ³	(マンホール2個)

第2潤滑油サンプタンク	7. 3 3 m ³	(マンホール1個)
第1予備潤滑油タンク	7. 3 3 m ³	(マンホール1個)
クリーンビルジタンク	3. 5 0 m ³	(マンホール1個)
ビルジタンク	9. 9 7 m ³	(マンホール1個)
ビルジ分離油タンク	9. 9 7 m ³	(マンホール1個)
発電機燃料油ドレンタンク	1. 4 7 m ³	(マンホール1個)
油ドレンタンク	1. 4 7 m ³	(マンホール1個)
推進原動機室クリーンビルジタンク	2. 6 0 m ³	(マンホール1個)

- (2) 各測深管、張込管及び吸引管の下端部並びに同下船底外板の点検を行う。
(3) 各タンクの残油の移送は乗員作業とする。
(4) 整備により生じた廃油及びスラッジは適法に処分する。

5-4 その他タンク

- (1) 次のタンク（置タンク）のマンホールを開放し、清掃、乗員による点検、マンホールパッキン（ネオプレーン5 t）取替え、復旧する。

生ごみ貯留タンク〔置〕	3. 0 0 m ³	(マンホール1個)
汚水タンク〔置〕	0. 5 0 m ³	(マンホール1個)

- (2) 各測深管、張込管及び吸引管の下端部並びに同下船底外板の点検を行う。

6 汚物管等

- (1) 次の汚物管を高压洗浄する。

汚物管内の洗浄水は陸揚げ廃水処理する。

小便管のSトラップ3個及び洋式便器3個の取外し復旧は付帯とする。

第1便所	1 0 0 A × 2 2 m
第2便所	6 5 A × 2 m
	1 2 5 A × 4 m
医務室便所	1 0 0 A × 4 m
主発電機室	5 0 A × 5 0 m
	8 0 A × 4 m
	1 0 0 A × 7 m
	1 5 0 A × 4 m

- (2) 小便管（80 A × 5 m × 2本、65 A × 4 m × 1本）を取外し、清掃、復旧する。

- (3) 次の汚物管付波止弁を取外し、解放、清掃、点検、摺合せ、受検、フランジパッキン（ネオプレーン3 t）取替え、復旧する。

汚物処理装置船外排出用	(弁符号SOV-911)	1 2 5 A × 1個
汚物処理装置オーバーフロー用	(弁符号SOV-511)	5 0 A × 1個

7 汚物処理装置

汚物処理装置（五光製作所 TFC-80）について、次の整備を行い受検する。

- (1) 本体

ア 本体上蓋及び点検口を開放し、内部洗浄、点検、復旧する。

イ フロートスイッチを点検する。

ウ 本船支給する以下の部品を取替える。（メーカーにより実施）

(ア) 接触酸化板組立種別1	2 0個
(イ) 接触酸化板組立種別2	3 個
(ウ) 上面ふたパッキン	2 卷

- (2) 排出ポンプ（2台）

ア 解放、清掃、点検、組立調整、復旧する。

イ 本船支給する以下の部品を取替える。（数量は2台分）

(ア) 水切りゴム	2 個
(イ) ふたガスケット	2 枚
(ウ) 弁ゴム	2 個

- (エ) ベアリング 6305-2RU 2個
- (オ) メカニカルシール 2個
- (カ) ポンプ用パッキン 2組
- (キ) 回り止め用座金 2個
- (ク) 並行ピン (φ3×16) 4個
- (ケ) ベアリング 6306-2RU 2個
- (コ) Vベルト A-33 4本

(3) 付属諸弁

解放、清掃、点検、摺合せ、パッキン取替え、復旧する。

(4) エアーコンプレッサ (2台)

ア 解放、清掃、点検、組立調整、復旧する。

イ 本船支給する以下の部品を取替える。(数量は2台分)

- (ア) ベアリング 6203ZZ 4個
- (イ) オイルシール SC16308 2個
- (ウ) Oリング 15-17 4個
- (エ) エアーフィルター 2個
- (オ) 点滴ジョイント組立 2個
- (カ) 循環オイルビニールホース 4本
- (キ) ホースバンド (φ6ホース用) 2個
- (ク) リターンホース 4本
- (ケ) ホースバンド (φ18ホース用GC752484-32) 2個
- (コ) ホースバンド (φ18ホース用GC752484-33) 2個
- (サ) オイルフィルター ASSY 2個
- (シ) オイル補給口パッキン 2個
- (ス) Vベルト A-40 4本
- (セ) 循環オイル 1L

(5) 臭気抜き通風機 (2台)

ア 解放、清掃、点検、組立調整、復旧する。

イ 本船支給する以下の部品を取替える。(数量は2台分)

- (ア) ガスケット (VFM-4用) 2枚
- (イ) 送風機組立 2個
- (ウ) パッキン GE753373 2枚
- (エ) パッキン GE753370 2枚
- (オ) パッキン GE753372 2枚
- (カ) Vリング 2個

(6) その他

ア 各部組立調整、復旧後、試運転を行い良態確認する。

イ 効力試験を行う。

8 板厚計測

船体中央部0.4L間の3断面について、外板、甲板及び二重底頂板等の板厚計測を行い、受検する。(計測記録表2部提出)

9 舵

(1) 両舷舵 (流線型半平衡吊舵×2) を取外し、清掃、点検、受検、復旧する。

吊ピースの取付け、撤去及び足場の架設、撤去は付帯とする。

(2) 各軸受部の間隙を計測する。(計測記録表2部提出)

(3) 次のパッキンを取替える。

- | | | | |
|-------|-------------|----------|----|
| 舵頭材部 | 12φ合成ゴムパッキン | 硬度45°±5° | 2個 |
| | 17φ合成ゴムパッキン | 硬度45°±5° | 2個 |
| ピントル部 | 12φ合成ゴムパッキン | 硬度45°±5° | 2個 |
| | 17φ合成ゴムパッキン | 硬度45°±5° | 2個 |

(4) 舵軸給油装置及び同管系の作動確認、給油する。

10 排水設備

- (1) 船底ビルジ等排出用のローズボックスを解放し、清掃、点検、受検、復旧する。
(2) 次の船底弁、波止弁を開放、清掃、点検、摺合せ、受検（最高航海喫水線以下で船外に通じるものに限る。）、フランジパッキン（ネオブレン3t）取替え、復旧する。

非常消火ポンプ用	(弁符号CWV-891)	150A×1個	(観測器材倉庫)
船首喫水計用	(弁符号PNV-2)	50A×1個	(バウスラスト室)
船尾喫水計用	(弁符号PNV-3)	50A×1個	(推進電動機室)
食器室用	(弁符号ADV-505)	50A×1個	(第8乗員室)
空調・居室用	(弁符号ADV-506)	50A×1個	(第7乗員室)
野菜庫用	(弁符号ADV-508)	50A×1個	(漬物庫)
ダクト用	(弁符号ADV-591)	50A×1個	(バウスラスト室)
ダクト用	(弁符号ADV-592)	50A×1個	(バウスラスト室)
ダクト用	(弁符号ADV-597)	50A×1個	(観測機材庫)
ダクト用	(弁符号ADV-598)	50A×1個	(舵取機室)
居室用	(弁符号ADV-611)	65A×1個	(第3予備室)
調理室用	(弁符号ADV-612)	65A×1個	(第3予備室)
観測準備室用	(弁符号ADV-613)	65A×1個	(推進電動機室)
汚水タンク用	(弁符号ADV-621)	65A×1個	(第3予備室)
調理室用	(弁符号ADV-803)	80A×1個	(第4予備室)
第1浴室用	(弁符号ADV-812)	80A×1個	(推進電動機室)
第2浴室用	(弁符号ADV-813)	80A×1個	(推進電動機室)
浴室・雨具庫用	(弁符号ADV-814)	80A×1個	(推進電動機室)
ディスポーザー用	(弁符号ADV-815)	80A×1個	(第4予備室)
空調装置用	(弁符号SWV-81)	100A×1個	(第2電気機器室)
糧食冷凍装置用	(弁符号SWV-581)	50A×1個	(バウスラスト室)
空気圧縮機用	(弁符号CWV-910)	100A×1個	(空気圧縮機室)

11 舷梯装置

両舷舷梯装置について、次の整備を行い受検する。

- (1) 本体
ア 各部清掃、点検、給脂、復旧する。
イ ワイヤロープ（SUS12φ 40m 端末ロック加工）各1本を取替える。
ウ 荷重試験を行う。
- (2) ウインチ
ア 解放、清掃、点検、給脂、組立調整、復旧する。
イ 解放の際、本船支給する以下の部品を交換する。
(ア) 特殊エアウインチ（エアモータを除く）
(イ) エアモータ完備品 JAM-1PE-450D

12 錨・錨鎖及び錨鎖庫

- (1) 主錨・錨鎖
主錨及び錨鎖を渠底に繰出し、配列、清水洗浄、シャックル解放、錆の粗落し、各部計測（センターシャックルの寸法及び嵌合部の間隙計測を含む。）、受検、瀝青質防錆塗料2回塗装、指示する錨鎖の振替、節マーク（半節マークを含む。）表示、復旧する。（計測記録表2部提出）
錨鎖根止め部の解放、手入れ、復旧は付帯とし、シャックルのテーパーピン（SUS）20本は取替える。
- | | | |
|----|---------|------------|
| 主錨 | 2475kg× | 2個 |
| 錨鎖 | 46φ×20連 | (短鎖2連を含む。) |
- (2) 錨鎖庫
錨鎖庫の下部敷板を取外し、庫内清掃、塗膜不良部手入れ（延べ1㎡）、ハイビルド型エポキシ系塗料

1回塗装、復旧する。

錨鎖庫内の酸素検知及び照明・換気装置の架設、撤去は付帯とする。

13 救命設備

13-1 救命艇

(1) 救命艇（(株)信貴造船所 SZ-73BRS）2隻（救助艇兼用）について、整備認定事業場又はサービスステーション（以下「整備認定事業場等」という。）による次の法定点検整備を行い、受検、復旧する。（整備記録表2部提出）

- ア 艇内外、進水装置及び離脱装置の外観検査
- イ 水密空気箱の気密試験
- ウ 振出し試験
- エ 進水装置（艇の降下、進水、揚収試験）
- オ 進水装置（ウインチ制動装置の動的試験）
- カ 浮上試験
- キ 離脱装置の解放整備、作動試験
- ク 機付艇の試運転
- ケ 通風装置の作動試験
- コ 蓄電池の電解液比重計測
- サ 室内灯、キャノピー灯及び探照灯の点灯試験
- シ ぎ装品の確認、水密電気灯の点灯試験
- ス 荷重試験

(2) 次の部品を交換する。

救命索 2隻分

13-2 救命艇ダビット

救命艇ダビット（ミウラ・バイデル（株）RBE-5600）2基について、整備認定事業場等による次の法定点検整備を行い、受検、復旧する。（整備記録表2部提出）

(1) 本体

- ア 各部清掃、点検、給脂、復旧する。
- イ リミットスイッチを点検する。
- ウ 以下の部品を交換する。

(ア) ダビット吊り索各2本を取替える。

船首側 亜鉛メッキ 20φ 64.5m 端末ロック加工

船尾側 亜鉛メッキ 20φ 58.0m 端末ロック加工

(イ) カムクラッチ AL55 2式（1台あたり1式）（本船支給）

(ウ) オイルシール SB50729 2式（1台あたり1式）（本船支給）

(エ) ラッシングワイヤ SUS 4組（1台あたり2組）（本船支給）

エ 部品交換後、振出試験を行い、良態を確認する。

(2) ウインチ

- ア 解放、清掃、点検、給脂、組立調整、復旧する。
- イ 以下の部品を取替える。（数量は2台分）

(ア) サイドカバーガセット #930 2個

(イ) ボルト、バネ座金 M12×30 32個

(3) ブレーキ機構

- ア 解放、清掃、点検、給脂、組立調整、復旧する。
- イ 以下の部品を取替える。（数量は2台分）

(ア) ダストシール VR60A 4個

(イ) ボルト、バネ座金 M12×35 12個

(ウ) 六角ボルト、バネ座金 M10×50 8個

(エ) ボルト、バネ座金 M10×30 16個

(オ) 六角ボルト、バネ座金 M10×150 16個

(カ) 六角ボルト、バネ座金 M6×20 8個

(キ) スプリング	φ 5 × 4 0	2 個
(ク) ベアリング	5 1 3 0 6	2 個
(ケ) ベアリング	5 1 1 0 5	2 個
(コ) オイルシール	S B 5 0 7 2 9	2 個
(サ) Oリング	S - 1 1 5	2 個

ウ 本船支給するブレーキライニング (60×41×6 t 2台分：12枚) を取替える。

1 3 - 3 膨脹式救命いかだ

膨脹式救命いかだ (FRN-SV20 (20人用) 1997年11月製) 4台について、整備認定事業場等による次の法定点検整備を行い、受検、復旧する。(整備記録表2部提出)

- (1) 外観点検
- (2) ガス充気装置の点検
- (3) ぎ装品の点検
- (4) 漏えい試験
- (5) 安全弁の作動試験
- (6) 乗込台の機能確認
- (7) 自動離脱装置の外部点検、作動試験
- (8) 積付け等の検査
- (9) 自動索及びもやい綱取替え
- (10) 荷重試験
- (11) 耐圧試験
- (12) 実ガス膨脹試験 (CO2 ボンベ、N2 ボンベの取替えを含む。)

1 3 - 4 降下式乗込装置

降下式乗込装置 (FSD-70SO、1997年5月製) 2基について、整備認定事業場等による次の法定点検整備を行い、受検、復旧する。(整備記録表2部提出)

- | | |
|--------------------|-----|
| (1) 投下膨脹試験及び気質漏洩試験 | 2 台 |
| (2) 安全弁試験 | 2 台 |
| (3) 気室耐圧試験 | 2 台 |
| (4) 海水電池導通試験 | 2 台 |
| (5) CO2、N2 ガスボンベ | 4 本 |
| (6) カットバルブ用撃針 | 4 本 |

【付帯】

整備認定事業場等による引取及び積込

1 4 消防設備

- (1) 次の消火装置の受検準備等を行い、受検、復旧する。(点検記録表2部提出)
射水消火装置の2条の射水試験、属具の配列及び復旧は乗員作業とする。
 - ア 固定式鎮火性ガス消火装置
 - ボンベ充填重量確認 (炭酸ガス消火装置、調理室排気ダクト用消火装置)
 - 配管の通気試験
 - 可聴式警報装置の作動試験
 - イ 火災探知装置
 - 探知器、警報装置の作動試験
 - ウ その他の消防装置
 - 積付数量及び積付方法の確認
 - 炭酸ガス消火器の充填重量確認
 - 自蔵式呼吸具のガス量計測、可聴警報装置等の効力試験
- (2) 非常用消火ポンプ (シンコー RVP130MUS 60m³/h×80m) を解放し、清掃、点検、付属諸弁摺合せ、受検、組立調整、復旧する。
本船支給する別表1の部品を取替える。

15 効力試験等

次の効力試験等を実施し受検する。

索類、航海用具の配列及び復旧は乗員作業とする。

- ア 閉鎖装置、舷窓等の外観検査
- イ 水密戸等の開閉試験
- ウ 機関室内その他の場所における排水試験
- エ 索類、航海用具の現状確認
- オ 船灯類の断線警報の効力試験又は点滅試験
- カ 汽笛の吹鳴試験
- キ 揚貨装置の外観検査、荷役記録簿等確認
- ク 満載喫水線の標示等
- ケ A F S条約にかかる船底防汚方法の確認
(船舶構造規則第64条に適合すること)
- コ 海防法に関する受検

16 バウスラスタースタター蓋開閉装置

- (1) 蓋を開放状態で固定するためのストッパー板の溶接部を切断し取り外し清掃する。

取り外したストッパー板は本船で保管する。

ストッパー板	SS400	12t×300×125	4枚
	SS400	12t×50×125	4枚
	SS400	12t×75×50	4枚
	SS400	12t×100×125	4枚
	SS400	6t×50×620	2本

- (2) バウスラスタースタターレセス内から取り外され、本船で保管している次の油圧ホース等を復旧する。
復旧に伴い取り外した閉止フランジは本船で保管する。

油圧ホース	Rc3/8"×600	2本
	Rc3/8"×700	6本
チーズ	Rc3/8"	2個
ニードル弁	Rc3/8"	2個

- (3) 両舷のロックシリンダー（本船支給）を取付ける。

- (4) 次のリミットスイッチ（本船支給）を取替える。

右舷蓋閉鎖検知用	1個
右舷ストッパーロック検知用	1個
左舷蓋開放検知用	1個
左舷ストッパーロック用	1個

- (5) バウスラスタースタター蓋開閉試験を行い、良態を確認する。

17 ミランダポートダビット

ランチングストロープ2組4本について製造者による点検整備を行う。

【ランチングストロープ】

- ・HL01-5 1本
- ・HL01-6 1本
- ・HL01-7 1本
- ・HL01-8 1本

【製造者】

テクノアルファ(株) マリン・環境機器グループ
東京都品川区西五反田2-27-4
TEL03-3492-7679

【点検内容】

- ア 分解のうえ、フック、シャックル、スィベル、エンドリングをバフ磨きし、非破壊検査（X線検査）を行う。
- イ ワイヤロープ（SUS20φ 両端ロック加工）、の目視点検を行う。

ウ 検査記録書を2部提出する。

18 検査・計測記録等

本仕様に基づく船体部の次の検査・計測記録等は、取りまとめのうえ2部製本し、本庁船舶課及び本船に各1部提出する。

- | | |
|----------|---------------|
| 1 (3) | 盤木位置図 |
| 3 (5) | 塗料報告書 |
| 4 | 船底保護陽極計測記録表 |
| 5-1 (5) | 水質検査合格証明書 |
| 8 | 板厚計測記録表 |
| 9 | 軸受間隙計測記録表 |
| 12 (1) | 錨鎖計測記録表 |
| 13-1 (1) | 救命艇整備記録表 |
| 13-2 | 救命艇ダビット整備記録表 |
| 13-3 | 膨脹式救命いかだ整備記録表 |
| 13-4 | 降下式乗込装置整備記録表 |
| 14 | 消防設備点検記録表 |
| 15 | 効力試験受検記録 |

別表1

非常用消火ポンプ 交換部品

項	品目	規格	数量		備考
			個		
1	ワッシャー	3 0	個	1	
2	パッキン	3 1	個	1	
3	スリーブ	2 2A	個	1	
4	インペラーナット	2 7	個	1	
5	スナップリング	7 0	個	1	
6	マウスリング	3 8	個	2	
7	ケーシングリング	3 9	個	1	
8	ラインベアリング	4 1	個	1	
9	メカニカルシール	5 4	組	1	
10	パッキン	5 4 - 3	個	1	
11	ケーシングガスケット	8 6 1	個	1	
12	ボリュートエンドカバガスケット	8 6 1 - 1	個	1	
13	エキタイパッキン	G 2 0 9 - 2 0	個	2	
14	カップリングボルト、ナット、ワッシャー	3 7 3	組	6	
15	ワッシャー	2 1 0	個	1	
16	ボールベアリング	2 1 1	個	2	
17	ボールベアリング	2 1 8	個	1	
18	スナップリング	2 1 2	個	3	
19	オイルシール	2 1 9	個	1	
20	スナップリング	2 3 2	個	1	
21	パッキン	2 4 4	個	2	
22	スリーブボンド (エキタイパッキン)	G 2 0 9 - 0 8	個	1	
23	スナップリング	8 8 7	個	1	
24	シートパッキン	8 9 1	個	1	

第三章 機関部

1 右舷主発電機用原動機（計画保全M4）

製造所、型式 : 三井造船 6ADD30V

連続最大出力×回転数 : 2,978kW×720min⁻¹

シリンダ数×径×行程 : 6×300mm×480mm

右舷主発電機原動機について、次の整備を行う。別紙1の部品（本船支給）を取替える。

(1) シリンダカバ

ア シリンダカバ

6個

- (ア) 分解、清掃、手入れ、組立調整及び復旧する。
- (イ) 燃焼面を点検する。
- (ウ) 水位部を清掃する。
- (エ) 給排気通路部を点検する。
- (オ) 主弁・副弁座を点検する。
- (カ) ガスシール面・スワラを点検する。
- (キ) 安全放気弁、燃料噴射弁の取付穴を点検する。

イ 主弁

6個

- (ア) 分解、清掃、点検、摺合せを行う。
- (イ) エアピストン、コーンピース間テーパ点検する。

ウ 副弁

6個

- (ア) 分解、清掃、点検、摺合せを行う。
- (イ) 弁本体用ピストンリングを点検する
- (ウ) 弁本体用カーボンシールリングを点検する。
- (エ) 弁本体用スプリングエアシールを点検する。

エ 安全放気弁

6個

- (ア) 分解、清掃、点検、摺合せを行う。
- (イ) 開弁圧力点検、調整を行う。

オ 指圧器弁

6個

- (ア) 分解、清掃、点検、摺合せを行う。

(2) ピストン及び連接棒

ア ピストン

6個

- (ア) 抜出、清掃及び点検を行う。
- (イ) リング溝の補修を行う。

イ 連接棒

6個

- (ア) クランクピンメタルを点検する。
- (イ) セレクション部を点検する。
- (ウ) 締付けボルトを点検する。

(3) シリンダライナ

ア ライナ内面を点検する。

(4) バランスウェイト

ア クランク軸との取付け部を点検する。

(5) 調速機

ア 電子ガバナ (MGN-1A)

1式

揚陸開放、清掃、手入れ、組立、調整及び復旧を行う。(メーカー整備)

(6) 燃料噴射弁

6個

- ア 取り外し、分解、整備、点検、組立及び復旧を行う。
- イ 噴射圧力調整、噴射試験を行う。

(7) 燃料噴射ポンプ

- ア ダンパを取外し、点検整備を行う。
- イ ダンパフィルタエレメント及びパッキン類を交換する。
- ウ 燃料噴射時期を調整する。

(8) こし器

- ア 燃料第2こし器 (K8FE2Y-W10X 神奈川機器) 1 個
 (ア) 油圧アクチュエータを点検する。
 (イ) エレメントの清掃点検を行う。
 (ウ) 駆動機構の開放点検を行う。
- イ 潤滑油 2 次こし器 (K8E4RXO-W30-X 神奈川機器) 1 個
 (ア) 油圧アクチュエータを点検する。
 (イ) エレメントの清掃点検を行う。
 (ウ) 駆動機構の開放点検を行う。

(9) 検査、試験計測

ア 検査

- (ア) 染色探傷検査
- | | |
|--------|-----|
| シリンダカバ | 6 個 |
| ピストン頂部 | 6 個 |
| 主弁 | 6 個 |
| 副弁 | 6 個 |
| クランクピン | 6 個 |
- (イ) 磁気探傷検査
- | | |
|-------------|------|
| ピストンピン | 6 個 |
| 接続棒 | 6 個 |
| クランクピンボルト | 24 個 |
| バランスウェイト合せ面 | 1 式 |

イ 試験

- (ア) シリンダカバ水圧試験 0.4MPa 6 個

ウ 計測

- (ア) 主弁寸法 6 個
 (イ) 副弁寸法 6 個
 (ウ) 副弁 弁シート部摩耗量 6 個
 (エ) ピストンクラウン、ピストンスカートの寸法 6 個
 (オ) ピストン触火面 6 個
 (カ) ピストンピン外径 6 個
 (キ) ピストンリング溝 6 個
 (ク) ピストンピン軸受内径 6 個
 (ケ) 接続棒大端部内径 6 個
 (コ) シリンダライナ内径 6 個
 (サ) 高弾性ゴム接手 (出力軸) ゴムエレメント永久変形量計測 1 式
 (シ) 防振ゴムのゴム高さ 1 式

(10) その他

- ア 機関室天蓋を取り外し、重量物を陸揚げ、保管及び積込みを行い、同天蓋のパッキン (ネオプレーン 1000×1500×10t、52W) 取り替えのうえ復旧する。
- イ 防音ボックスの一部を取り外し、復旧する。
- ウ 復旧後、乗員が行う係留運転及び海上運転に立合い、始動試験、前後進試験、非常停止装置の作動試験、警報装置の作動試験、操縦場所の切替試験等の効力試験を行う。

2 左舷主発電機用原動機 (計画保全 M3)

- 製造所、型式 : 三井造船 6ADD30V
 出力×回転数 : 2,978kW×720min⁻¹
 シリンダ数×径×工程 : 6×300mm×480mm

左舷主発電機原動機について、次の整備を行う。
 別紙 2 の部品 (本船支給) を取替える。

(1) シリンダカバ

ア 副弁

- (ア) 弁本体用スプリングエアシールを点検する。

- イ 給排気弁駆動装置
 (ア) 分解、点検を行う。
 (イ) ローラーガイド、逆止弁、バネの点検を行う。
- (2) 調速機 (電子ガバナ MGN-1A) 1 式
 揚陸開放、清掃、手入れ、組立、調整及び復旧する。(メーカー整備)
- (3) 過給機
 (ア) 陸揚開放、清掃、手入れ、組立調整及び復旧を行う。
 (イ) 水衣部の薬品洗浄を行う。
- (4) 熱交換器
 ア 熱交換器 (チューブ式)
 (ア) 空気冷却器 (191.8m²)
 陸揚開放、清掃、手入れ、組立調整及び復旧を行う。
 内外部を薬品洗浄する。
 保護亜鉛を取り替える。
 イ 熱交換器 (プレート式)
 (ア) 潤滑油冷却器 (27.6m²)
 開放、清掃、手入れ、組立調整及び復旧する。
 プレートを洗浄する。
 (イ) 清水冷却器 (13.6m²)
 開放、清掃、手入れ、受検、組立、調整及び復旧する。
 プレートを洗浄する。
- (5) 諸管
 ア 吸気管
 (ア) 清掃、内壁の腐食を点検する。
 イ 排気管
 (イ) 清掃のうえ内壁の堆積、腐食の点検をする。
- (6) 燃料噴射弁
 ア 取り外し、分解、整備、点検、組立及び復旧を行う。
 イ 噴射圧力調整 (45±3MPa) 及び噴霧テストを行う。
- (7) 燃料噴射ポンプ 6 個
 ア 開放、清掃、手入れ、組立調整及び復旧を行う。
 イ プランジャ及びバレルを点検する。
 ウ ダンパの取外し、点検、整備を行う。
 エ コントロールスリーブ及びラックの点検、整備を行う。
 オ 安全弁、逆止弁、ローラーガイド及びエアピストンの点検、整備を行う。
 カ 燃料高圧管の点検、整備を行う。
 キ 燃料噴射時期の調整を行う。
- (8) こし器
 ア 燃料第二こし器 (神奈川機器 K8FE2Y-W10X ろ過能力 10μm) 1 個
 (ア) 開放、エレメントの超音波洗浄、点検、復旧を行う。
 (イ) 駆動部開放、清掃、点検、復旧を行う。
 イ 潤滑油 2 次こし器 (神奈川機器 K8E4RXO-W30-X ろ過能力 30μm) 1 個
 (ア) 開放、エレメント超音波洗浄、点検、復旧を行う。
 駆動部開放、清掃、点検、復旧を行う。
- (9) 試験、計測
 次の試験、計測を行う。(整備記録表 2 部提出)
 ア 検査
 (ア) 探傷検査 (染色探傷)
 過給機ローター 1 個
 過給機ノズル・ディフューザー 1 式
 (イ) 圧力試験
 空気冷却器 水圧試験 1 個 0.4MPa/0.6MPa

潤滑油冷却器	水圧試験	1個	0.4MPa/0.6MPa
清水冷却器	水圧試験	1個	0.4MPa/0.6MPa

イ 計測

- (ア) スプリングエアシール計測
- (イ) 給排気弁本体下部寸法
- (ウ) 吸排気弁駆動油圧ピストン寸法、間隙
- (エ) 吸排気弁駆動油圧ピストンリング溝高さ
- (オ) クランク軸デフレクション
- (カ) 過給機回転部間隙計測、ケーシング厚さ
- (キ) 燃料噴射装置プランジャ・バレル間隙
- (ク) 燃料噴射装置本体下部間隙

(10) ねじり振動防止ダンパ

ア ねじり振動ダンパ（バランサ駆動用）について、シリコンダンパのサンプルを採取、分析する。

(11) その他

- ア 機関室天蓋を取外し、重量物等の陸揚げ、保管及び積込みは1項目に含む。
- イ 防音ボックスの一部を取り外し、復旧は付帯とする。
- ウ 復旧後、乗員が行う係留運転及び海上運転に立合い、始動試験、前後進試験、非常停止装置の作動試験、警報装置の作動試験、操縦場所の切替試験等の効力試験を行う。
- エ オイルミストディテクタの開放、清掃、手入れ、組立調整及び復旧する

3 1号補助発電機用原動機（計画保全 M4）

製造所、型式 : ヤンマー S165L-SN
 定格出力×回転数 : 397kW×1,200min⁻¹
 シリンダ数×径×行程 : 6×165mm×210mm

1号補助発電機用原動機について、次の整備を行う。別紙3の部品（本船支給）を取替える。

(1) シリンダカバ

- ア シリンダカバ 6個
- (ア) 開放、清掃、点検、各弁装着面摺合せ、組立調整、復旧を行う。
- (イ) 水衣部を薬品洗浄する。

- イ 吸気弁 12個
- (ア) 開放、清掃、点検、摺合せ（機械加工を含む。）、組立調整、復旧する。

- ウ 排気弁 12個
- (ア) 開放、清掃、点検、摺合せ（機械加工を含む。）、組立調整、復旧する。

- エ 燃料噴射弁 6個
- (ア) 開放、清掃、点検、組立調整、復旧する。
- (イ) 噴射圧力調整（23.5MPa）及び噴霧テストを行う。

- オ 指圧器弁 6個
- (ア) 開放、清掃、点検、摺合せ、組立調整、復旧する。

- カ 始動弁 6個
- (ア) 開放、清掃、点検、摺合せ、組立調整、復旧する。

- キ 動弁装置 12個
- (ア) タペットクリアランス調整（給気 0.3mm／排気 0.3mm）を行う。

(2) ピストン、連接棒

- ア ピストン 6個
- (ア) 拔出し、清掃、点検、復旧を行う。
- (イ) ピストンピン及び同軸受開放、清掃、点検、組立調整、復旧を行う。
- (ウ) 冷却室の薬品洗浄を行う。

- イ 連接棒 6個
- (ア) 開放、清掃、点検、組立調整、復旧を行う。
- (イ) クランクピン軸受を開放、清掃、点検、組立調整、復旧する。

(3) シリンダライナ

- ア 拔出し、清掃、点検、復旧する。

- イ シリンダライナ及び架構の水衣部を防食塗装する。
- (4) 主軸受 7 個
 ア 開放、清掃、点検、組立調整、復旧する。
 イ 締付ボルトを点検する。
- (5) カム軸、タイミングギア
 ア 開放、清掃、点検、組立調整、復旧する。
 イ カム、ローラ当りの点検を行う。
- (6) 燃料噴射ポンプ (一体型、ガバナ付) 1 個
 ア 開放、清掃、点検、組立調整、復旧する。
 イ 吐出弁摺合せ、噴射時期を調整する。
- (7) 付属ポンプ (機付)
 ア 開放、清掃、点検、諸弁摺合せ、組立調整、復旧する。
 冷却清水ポンプ 1 個
 冷却海水ポンプ 1 個
 潤滑油ポンプ 1 個
 燃料供給ポンプ 1 個
- (8) 始動空気弁
 ア 塞止弁、操縦弁及び分配弁の開放、清掃、点検、摺合せ、組立調整、復旧する。
- (9) 熱交換器
 ア 開放、清掃、点検、組立調整、復旧する。
 イ 次の機器の海水流路を清掃、薬品洗浄する。
 空気冷却器 (20.3m²) 1 個
 潤滑油冷却器 (4.44m²) 1 個
 清水冷却器 (3.40m²) 1 個
- (10) クランクケース
 ア 内部清掃、締付けボルトを点検する。
- (11) 諸管
 ア 次の配管を取外し、清掃、点検、管取付面摺合せ、組立調整、復旧する (防熱覆いを取外し、復旧は付帯とする)。
 吸気管、排気管
 排気管伸縮継手
 燃料油管、潤滑油管
 冷却水管
- (12) こし器
 ア 燃料油こし器
 開放、エレメント清掃、点検、復旧する。
 イ 潤滑油こし器
 開放、エレメント清掃、点検、復旧する。
 ウ 過給機用潤滑油こし器
 開放、清掃、点検、復旧する。
 エ 潤滑油遠心こし器
 開放、清掃、点検、復旧する。
- (13) 潤滑油圧力調整弁
 ア 開放、清掃、点検、復旧する。
- (14) 潤滑油温調弁、清水冷却器付清水温調弁
 ア 開放、清掃、点検、組立調整、復旧する。
 イ 薬品洗浄を行う。
- (15) 调速機
 ア 開放、清掃、点検、組立調整、復旧 (メーカー整備) する。
- (16) ガバナ駆動装置
 ア ギヤケース内部を点検する。
- (17) 保護装置

ア 点検、調整する。

(18) 試験、計測

次の試験、計測を行う。(整備記録表2部提出)

ア 圧力試験

(ア) シリンダカバ	6個	0.4MPa
(イ) 空気冷却器	1個	0.4MPa
(ウ) 潤滑油冷却器	1個	0.4/0.6MPa
(エ) 清水冷却器	1個	0.4/0.6MPa

イ 探傷検査(磁気探傷)

(ア) クランクピンボルト	12個
---------------	-----

ウ 探傷検査(染色探傷)

(ア) シリンダカバ	6個
(イ) 吸排気弁	12個
(ウ) ピストン	6個
(エ) ピストンピン	6個
(オ) 連接棒	6個
(カ) タイミングギヤ	1個
(キ) クランク軸	1本
(ク) 排気管伸縮継手	1式

エ 計測

- (ア) 排ガス通路部肉厚(摩耗確認)
- (イ) 吸排気弁座(シリンダカバ側)、弁案内の摩耗量
- (ウ) 吸排気弁棒、ブッシュ計測
- (エ) 吸排気弁座(吸排気弁側)
- (オ) ピストン外径及びリング溝
- (カ) クランクピン外径及び軸受間隙
- (キ) ピストンピン外径
- (ク) ピストンピン軸受内径及びピストンピンホール内径
- (ケ) ピストンリング(幅、厚さ及び突合せ間隙)
- (コ) シリンダライナ内径
- (サ) 主軸受間隙
- (シ) クランク軸のデフレクション(開放前、復旧後及び試運転後)
- (ス) バランスウェイト取付面
- (セ) 伝動歯車及び補機駆動歯車バックラッシュ
- (ソ) カム軸軸受間隙
- (タ) 動弁装置軸受間隙

(19) その他

ア 重量物の陸揚げ、保管及び積込みを行う。

イ 復旧後、乗員が行う係留運転及び海上運転に立会い、始動試験、前後進試験、非常停止装置の作動試験、警報装置の作動試験、操縦場所の切替試験等の効力試験を行う。

4 2号補助発電機用原動機(計画保全M2)

製造所、型式 : ヤンマー S165L-SN

定格出力×回転数 : 397kW×1,200min-1

シリンダ数×径×行程 : 6×165mm×210mm

2号補助発電機用原動機について、次の整備を行う。別紙4の部品(本船支給)を取替える。

(1) シリンダカバ

ア シリンダカバ 6個

(ア) 開放、清掃、点検、各弁装着面摺合せ、組立調整、復旧する。

(イ) 水衣部を薬品洗浄する。

イ 吸気弁 12個

(ア) 開放、清掃、点検、摺合せ(機械加工を含む。)、組立調整、復旧する。

- ウ 排気弁 1 2 個
 (ア) 開放、清掃、点検、摺合せ（機械加工を含む。）、組立調整、復旧する。
- エ 燃料噴射弁 6 個
 (ア) 開放、清掃、点検、組立調整、復旧する。
 (イ) 噴射圧力調整（23.5MPa）及び噴霧テストを行う。
- (2) 過給機
 (ア) 開放、清掃、点検、組立調整、復旧する。
 (イ) 水衣部を薬品洗浄する。
- (3) こし器
 ア 燃料油こし器
 (ア) 開放、エレメント清掃、点検、復旧する。
 イ 潤滑油こし器
 (ア) 開放、エレメント清掃、点検、復旧する。
 ウ 過給機用潤滑油こし器
 (ア) 開放、清掃、点検、復旧する。
 エ 潤滑油遠心こし器
 (ア) 開放、清掃、点検、復旧する。
- (4) 試験、計測
 次の試験、計測を行う。（整備記録表 2 部提出）
 ア 探傷検査（染色探傷）
 (ア) 排気弁 1 2 個
 (イ) 過給機ローター 1 個
 (ウ) 過給機ノズル・ディフューザー 1 式
 (エ) 過給機ブロウインペラ 1 個
 (オ) 過給機タービンプレード 1 個
 イ 計測
 (ア) 吸気弁、排気弁及びガイド間隙
 (イ) 吸気弁、排気弁シート部厚み及びシート部内径
 (ウ) 過給機回転部間隙及びケーシング肉厚
- (5) その他
 ア 重量物の陸揚げ、保管及び積込みを行う。
 イ 復旧後、乗員が行う係留運転及び海上運転に立会い、始動試験、前後進試験、非常停止装置の作動試験、警報装置の作動試験、操縦場所の切換試験等の効力試験を行う。

5 軸系

製造所、型式：ナカシマプロペラ 4 翼固定ピッチプロペラ（スキュー型） 2 基
 プロペラ : $\phi 2,600\text{mm}$ 、材質 A1BC3
 プロペラ軸 : $\phi 240 \times 20, 100\text{mm}$

両舷軸系装置について、次の整備を行う。

- (1) プロペラ軸（両舷）
 プロペラ軸を拔出し、清掃、手入れ、受検、組立調整及び復旧する。
- (2) プロペラ（両舷）
 ア 開放、清掃、手入れ、受検、組立調整及び復旧する。
 イ 清掃後はバフ仕上げとし、復旧後、防汚塗料（シリコン特殊合成樹脂）を塗装する。
- (3) 次の部品を取替えること。
 ア シートパッキン PNo.PA—11 1 個／軸
 イ Oリング PNo. $\phi 20 \times I/D299$ 1 個／軸
- (4) プロペラ軸スリーブ継手（両舷）
 ア 開放、清掃、手入れ、受検、組立調整及び復旧する。
 イ 次の部品を取替える。

シールリング PNo.308778-200 1個/軸

(5) 足場等 (両舷)

- ア 張り出し軸受及び船尾管軸受覆板の取外し、復旧を行う。
- イ プロペラ軸拔出し用足場の設置及び撤去を行う。
- ウ プロペラ清掃用足場の設置及び撤去を行う。
- エ 拔出し復旧用アイプレートの着脱及び内外焼跡部の処理塗装を行う。

(6) 試験・計測【記録表2部(本庁1部、本船1部)を提出すること】

- ア 探傷検査(染色探傷)
 - (ア) プロペラ軸コーンパート部
 - (イ) プロペラ翼根部
 - (ウ) 軸継手スリーブ
- イ 計測
 - 後部船尾管軸受及び張出軸受とプロペラ軸の間隙(軸拔出し前、復旧後)

(7) スラスト軸受(両舷)

- ア 開放、清掃、手入れ、受検、組立調整及び復旧する。
- イ パッキン類、Oリングを取替える。
- ウ スラスト軸受潤滑油冷却器(2m²)
 - (ア) 開放、清掃、手入れ、受検、組立調整及び復旧する。
 - (イ) パッキン類、Oリング及び回り止めを取替える。
 - (ウ) 海水流路を清掃する。
 - (エ) 水衣外部を薬品洗浄する。
 - (オ) 保護亜鉛を取替える。
 - (カ) 圧力試験 0.4/0.6 MPa を行う。

(8) 軸接地装置(両舷)

- ア 両舷プロペラ軸設置装置の銀バンド(銀合金)を開放し、取付部軸表面を清掃のうえ、組立調整及び復旧する。
- イ 黒鉛ブラシ3個/軸(本船支給)を取替え、銀バンドとの摺合せを行う。なお、ブラシホルダーと銀バンドの間隙(約4mm)の調整を含む。
- ウ 修理完了後、軸、船体間の電位差計指示値が1~200mVであることを確認する。

6 軸封装置(両舷)

製造所、型式:スタンキーパー SKC 型φ285

両舷船尾管軸封装置について、次の整備を行う。別紙5の部品(本船支給)を取替える。

- (1) 開放、清掃、手入れ、受検、組立調整及び復旧する。
- (2) 固定摺動リングを削正する。
- (3) 推進軸の防食塗料を剥離し再塗装する。
- (4) 緊急シールの作動試験を行う。

7 諸ポンプ

機関室内にある次のポンプを開放、清掃、点検、組立調整、復旧する。

(1) 主発電原動機2号冷却清水ポンプ(継続検査)

製造所、型式:シンコー SVA 125MHS 渦巻 90m³/h×25m

1台

- ア 開放、清掃、手入れ、受検、組立て及び復旧する。
- イ パッキン類を取替える。
- ウ メカニカルシールを取替える。
- エ 次の計測を行う。
 - (ア) インペラーとマウスリングの隙間
 - (イ) シャフトとラインベアリングの隙間
 - (ウ) カップリング部の芯振れ

(2) 主発電原動機2号潤滑油ポンプ(継続検査)

製造所、型式:大晃機械 MST-65T ネジ 60m³/h×65m

1台

- ア 開放、清掃、手入れ、受検、組立て及び復旧する。

- イ パッキン類を取替える。
- ウ 軸受及びメカニカルシールを取替える。
- エ 逃し弁を摺合せる。
- オ 次の箇所について、目視点検を行う。
 - (ア) スリーブ
 - (イ) ねじ軸
 - (ウ) 基礎ボルトの緩み

(3) ビルジ兼バラストポンプ

製造所、型式：シンコー RVP 160MUS 渦巻 60m³/h×80m

- ア 開放、清掃、手入れ、受検、組立調整及び復旧する。
- イ 諸弁を摺合わせる。
- ウ 次の部品を新換えする。

メカニカルシール	HGU70	1組
ワッシャ	No.30	1個
パッキン	No.31	1個
玉軸受	No.211	2個
玉軸受	No.218	1個
パッキンリング	No.219	1個
Oリング	No.244	2個

(4) 雑用兼消火ポンプ

製造所、型式：シンコー RVP 160MUS 渦巻 60m³/h/×80m

- ア 開放、清掃、手入れ、受検、組立調整及び復旧する。
- イ 諸弁を摺合わせる。
- ウ 次の部品を新換えする。

メカニカルシール	HGU70	1組
ワッシャ	No.30	1個
パッキン	No.31	1個
玉軸受	No.211	2個
玉軸受	No.218	1個
パッキンリング	No.219	1個
Oリング	No.244	2個

(5) 燃料油移送ポンプ

製造所、型式：大晃機械工業(株) NGH-25MT 歯車 20m³/h×40m

- ア 開放、清掃、手入れ、受検、組立調整及び復旧する。
- イ 諸弁を摺合わせる。
- ウ 次の部品を新換えする。

平軸受メタル	No.201/1	3個
平軸受メタル	No.201/2	1個
継手用ボルト・ナット	No.305	8組
メカニカルシール	No.520	1組

8 補助ボイラ

製造所、型式：タクマ タクマックス RHO-125

補助ボイラについて、次のとおり開放、整備、受検、本船支給する別紙6記載の部品を取替え、組立及び復旧する。(メーカー整備)

(1) 加熱管

- ア 開放、清掃、手入れ、受検、組立調整及び復旧する。
- イ パッキン類、Oリング及び回り止めを取替える。
- ウ 排気筒及びバーナマニホールドを取外す。
- エ 加熱管の内部及び外部を薬品洗浄する。

(2) アキュームレータ及びキャスタブル

- ア 開放、清掃、手入れ、受検、組立調整及び復旧する。

- イ パッキン類、Oリングを取替える。
- ウ アキュームレータ内部を薬品洗浄する。
- エ キャスタブルを補修塗布する。

(3) 諸弁

ア 蒸気出口弁	1 6 K 5 0 A	1 個
イ 安全弁	2 5 φ	2 個
ウ 煤吹弁	1 6 K 2 0 A	1 個
エ 検査弁	8 φ	1 個
オ 重油ヒータ元弁	1 0 A	1 個
カ 蒸気圧力計元弁	8 φ	1 個
キ 水面計元弁	1 2 φ	2 個
ク 蒸気トラップ元弁	2 5 A	1 個
ケ アキュームレータブロー弁	1 6 K 2 5 A	1 個
コ アキュームレータブローバイパス弁	1 6 K—2 5 A	1 個
サ 給水入口弁	5 K 4 0 A	1 個
シ 加熱管入口弁	1 6 K 2 5 A	1 個
ス 循環水入口弁	1 6 K 4 0 A	1 個
セ 加熱管ドレン弁	1 6 K 2 5 A	1 個

(4) 付属ポンプ等

ア 給水ポンプ

- (ア) 開放、清掃、手入れ、受検、組立調整及び復旧する。
- (イ) パッキン類、Oリングを取替える。
- (ウ) ダイヤフラム及びオイルシールを取替える。
- (エ) 玉軸受を取替える。

イ 循環水ポンプ

- (ア) 開放、清掃、手入れ、受検、組立調整及び復旧する。
- (イ) パッキン類、Oリングを取替える。
- (ウ) オイルシールを取替える。
- (エ) 玉軸受を取替える。

ウ 燃料ポンプ

- (ア) 開放、清掃、手入れ、受検、組立調整及び復旧する。
- (イ) パッキン類、Oリングを取替える。
- (ウ) メカニカルシールを取替える。

エ 薬液注入ポンプ

- (ア) 開放、清掃、手入れ、組立調整及び復旧する。
- (イ) パッキン類、Oリングを取替える。
- (ウ) オイルシールを取替える。
- (エ) 玉軸受を取替える。

オ 送風機

- (ア) 開放、清掃、手入れ、受検、組立調整及び復旧する。
- (イ) パッキン類、Oリングを取替える。
- (ウ) 玉軸受を取替える。

(5) 復水器

- ア 開放、清掃、手入れ、受検、組立調整及び復旧する。
- イ パッキン類、Oリングを取替える。
- ウ 保護亜鉛を取替える。
- エ 内外部を薬品洗浄する。

(6) 燃料加熱器

- ア 開放、清掃、手入れ、受検、組立調整及び復旧する。
- イ パッキン類、Oリングを取替える。
- ウ 内部を薬品洗浄する。

(7) ドレンクーラ

- ア 開放、清掃、手入れ、受検、組立調整及び復旧する。
- イ パッキン類、Oリングを取替える。
- ウ 保護亜鉛を取替える。
- エ 内外部を薬品洗浄する。

(8) 給水軟化器

- ア 開放、清掃、手入れ、受検、組立調整及び復旧する。
- イ パッキン類、Oリングを取替える。
- ウ イオン交換樹脂（全量）を取替える。

(9) 検油兼ホットウェルタンク

- ア 開放、清掃、手入れ、受検、組立調整及び復旧する。
- イ パッキン類を取替える。

(10) 試験及び試運転

ア 圧力試験

加熱管（主蒸気管を含む。）	1.4 MPa
復水器	0.15 MPa
ドレンクーラ	0.15 MPa
燃料加熱器	1.4 MPa
アキュムレータ	1.4 MPa

イ 試運転等

- 組立、復旧、各部調整及び試運転を実施する。
- 安全弁の封鎖試験を実施し受検する。
- 保護警報装置の作動試験を実施する。
- 各圧力スイッチ作動テストを実施する。

9 船底弁等

次の弁の蓋を開放、内部清掃、摺合せ、受検、パッキンを取替え、復旧する。弁内部には防食塗料を塗布する。

(1) 船底弁

【主発電機室】

1号主発電機用原動機冷却海水ポンプ吸入弁	200A	LWV-22
2号主発電機用原動機冷却海水ポンプ吸入弁	200A	LWV-29
1号雑用冷却海水等ポンプ等吸入弁	150A	LWV-25
2号雑用冷却海水等ポンプ等吸入弁	150A	LWV-26
1号補助発電機用原動機冷却海水ポンプ吸入弁	65A	LWV-24
2号補助発電機用原動機冷却海水ポンプ吸入弁	65A	LWV-27
雑用兼消火ポンプ吸入弁	150A	LWV-37
ビルジ兼バラストポンプ吸入弁	150A	LWV-38
右舷海水吸入箱空気抜弁	40A	LWV-23
左舷海水吸入箱空気抜弁	40A	LWV-28
右舷海水吸入箱掃除用蒸気/空気供給弁	20A	LWV-4
左舷海水吸入箱掃除用蒸気/空気供給弁	20A	LWV-5
高位海水箱海水吸入弁	150A	LWV-31
高位海水箱空気抜弁	40A	LWV-32
高位海水箱掃除用蒸気/空気供給弁	20A	LWV-3

【推進電動機室】

1号油圧ユニット洋冷却海水ポンプ吸入弁	65A	LWV-13
2号油圧ユニット洋冷却海水ポンプ吸入弁	65A	LWV-16
1号推進電動機兼軸系冷却海水ポンプ吸入弁	100A	LWV-11
2号推進電動機兼軸系冷却海水ポンプ吸入弁	100A	LWV-14
右舷海水吸入箱掃除用蒸気/空気供給弁	20A	LWV-1
左舷海水吸入箱掃除用蒸気/空気供給弁	20A	LWV-2
右舷海水吸入箱空気抜弁	40A	LWV-12

左舷海水吸入箱空気抜弁	40A	LWV-15
(2) 船外弁		
【主発電機室】		
造水装置エゼクターポンプ船外吐出弁	80A	LWV-20
雑用冷却海水船外吐出弁	80A	LWV-21
補助発電機用原動機冷却海水船外吐出弁	65A	LWV-19
主発電機用原動機冷却海水船外吐出弁	200A	LWV-17
クリーンビルジ汲上ポンプ船外突出弁	25A	LWV-34
雑用兼消火・ビルジ兼バラストポンプ船外吐出弁	150A	LWV-33
補助ボイラブローオフ船外吐出弁	25A	LWV-6
【推進電動機室】		
ビルジポンプ船外吐出弁		100A LWV-39
クリーンビルジ汲上ポンプ船外吐出弁	25A	LWV-35
主空気圧縮機清水冷却器冷却海水船外吐出弁	25A	LWV-7
スラスト軸受潤滑油冷却器冷却海水船外吐出弁		32A LWV-8
第2系統用油圧ユニット冷却海水船外吐出弁	32A	LWV-10
推進電動機冷却海水船外吐出弁	100A	LWV-9
油水分離器離水船外吐出弁	32A	LWV-36
(3) 船尾管軸封装置諸弁		
右舷船尾管軸封装置海水入口弁1	32A	8WV-84
右舷船尾管軸封装置海水入口弁2	32A	8WV-85
左舷船尾管軸封装置海水入口弁1	32A	8WV-91
左舷船尾管軸封装置海水入口弁2	32A	8WV-92
右舷船尾管軸封装置海水落とし弁	25A	8WV-86
左舷船尾管軸封装置海水落とし弁	25A	8WV-93

10 主空気圧縮機

製造所、型式：サクシオンガス TCAX15 80m³/h×2.5MPa 2台

主空気圧縮機について、次のとおり開放、整備、受検、組立及び復旧する。別紙7記載の部品（本船支給）を取替え、組立及び復旧する。

- (1) 本体及び冷却器
 - ア 開放、清掃、手入れ、受検、組立調整及び復旧する。
 - イ パッキン類、Oリングを取替える。
 - ウ 水位部を薬品洗浄する。
- (2) 冷却海水ポンプ
 - ア 開放、清掃、手入れ、受検、組立調整及び復旧する。
 - イ 玉軸受を取替える。
 - ウ メカニカルシールを取替える。
- (3) 清水冷却器 (1.5m³)
 - ア 開放、清掃、手入れ、受検、組立調整及び復旧する。
 - イ パッキン類、Oリングを取替える。
 - ウ 保護亜鉛を取替える。
- (4) フレキシブルカップリング
 - ア フライホイールとカップリングの芯出しを行う。
- (5) 試験計測
 - ア 充気試験
 - (ア) 充気試験を実施する。
 - (イ) 安全弁の効力試験を実施する。
 - イ 試験計測
 - (ア) 圧力試験

架構	0.4MPa
シリンダカバ	0.4MPa

空気冷却器	0.4MPa
清水冷却器	0.4MPa
(イ) 探傷検査	
磁気探傷	
ピストンピン	
接続棒	
クランクピンボルト	
染色探傷	
ピストン	
クランク軸	

ウ 計測

シリンダ内径（高圧及び低圧）
ピストン外形（高圧及び低圧）
ピストン穴及びピストンピン外径
ベアリングとピストンピン外径
クランクピンメタルとクランクピン外径
トップクリアランス

1 1 油水分離器

製造所、型式：忍足研究所 OFC-2C 型

油水分離器について、次の整備を行い、別紙 8 の交換部品（本船支給）を取替える。

- (1) 本体（浮上槽、分離槽）
 - ア 開放、清掃、手入れ、受検、組立調整及び復旧する。
 - イ パッキン類、Oリングを取替える。
 - ウ コアレッサーを取替える。
- (2) エアシリンダ
 - ア 開放、清掃、手入れ、受検、組立調整及び復旧する。
 - イ パッキン類、Oリングを取替える。
- (3) 各電磁弁、付属弁及びフロートスイッチ
 - ア 開放、清掃、手入れ、受検、組立調整及び復旧する。
- (4) 制御盤
 - ア 点検及び機能作動試験を行う。
- (5) 逆洗ポンプ（モノフレックス 3.6m³/h x 10m）
 - ア 開放、清掃、手入れ、組立調整及び復旧する。
 - イ パッキン類、Oリングを取替える。
- (6) 油水分離器サービスポンプ（ピストン 2.0m³/h x 35m）
 - ア 開放、清掃、手入れ、受検、組立調整及び復旧する。
 - イ パッキン類、Oリングを取替える。

1 2 諸タンク

以下のタンクについて、次の整備を行う。

なお、整備に必要な照明装置の架設及び撤去並びに酸素検知を含む。

- (1) 燃料重力タンク（4,387 リットル）1 個について、次の整備を行う。
 - ア 開放、清掃、手入れ、受検、復旧することこと。
 - イ マンホールパッキン（ネオプレーン 5 t）を取替えることこと。
 - ウ 残油を汲み取り処理すること。
 - エ ガスフリー作業並びにガス検知（可燃性ガス及び酸素）を行うこと。
 - オ 加熱管の圧力試験を実施すること。
- (2) 1・2号主空気だめ（1.8m³×2.45MPa） 2 個
 - ア 開放、清掃、受検、発錆部手入れ、塗装（タールエポキシ樹脂 2 回）のうえ復旧 する。
 - イ パッキン類を取替える。
 - ウ 次の諸弁を開放、摺合せる。

空気入口弁	25A	1個
空気出口弁	40A	1個
空気出口弁	25A	1個
空気出口弁	15A	1個
ドレン弁	15A	1個
安全弁	15A	1個
圧力計元弁	6A	1個
均圧管元弁	6A	1個

(3) 補助空気だめ (0.13m³×0.97MPa) 1個

ア 開放、清掃、受検、発錆部手入れ、塗装 (タールエポキシ樹脂 2回) のうえ復旧する。

イ パッキン類を取替える。

ウ 次の諸弁を開放、摺合せ。

空気入口弁	10A	1個
空気出口弁	20A	1個
ドレン弁	15A	1個
安全弁	10A	1個
圧力計元弁	6A	1個
均圧管元弁	6A	1個

(4) 制御用空気だめ (0.15m³×0.97MPa) 1個

ア 開放、清掃、受検、発錆部手入れ、塗装 (タールエポキシ樹脂 2回) のうえ復旧する。

イ パッキン類を取替える。

ウ 次の諸弁を開放、摺合せ。

空気入口弁	10A	1個
空気出口弁	20A	1個
ドレン弁	15A	1個
安全弁	10A	1個
圧力計元弁	6A	1個
均圧管元弁	6A	1個

(5) 非常遮断弁用空気だめ (0.06m³×0.97MPa) 1個

ア 開放、清掃、受検、発錆部手入れ、塗装 (タールエポキシ樹脂 2回) のうえ復旧する。

イ パッキン類を取替える。

ウ 次の諸弁を開放、摺合せ。

空気入口弁	10A	1個
空気出口弁	15A	1個
ドレン弁	15A	1個
安全弁	10A	1個
圧力計元弁	6A	1個
均圧管元弁	6A	1個

1.3 バウスラスタ

製造所、型式：ナカシマプロペラ 4翼電動 CPP

プロペラ : 直径 1,800mm、材質 ALBC3

バウスラスタ装置について、次の整備を行う。

(1) プロペラ翼清掃 (バフ仕上げ)、点検する。

(2) バウスラスタトンネル付き格子の取外し、復旧は船体部仕様による。

1.4 海洋生物付着防止装置

本船支給の次の電極を取替え、通水テスト及び水密確認、電極～船体間の絶縁確認及び通電試験を実施すること。

(1) 主発電機室左舷海水吸入箱

TC700 1本

MG700 1本

- (2) 主発電機室右舷海水吸入箱
 - TC 700 1本
 - MG 700 1本
- (3) 主発電機室高位海水吸入箱
 - TC 400 1本
 - MG 400 1本
- (4) 推進電動機室左舷海水吸入箱
 - TC 300 1本
 - MG 300 1本
- (5) 推進電動機室右舷海水吸入箱
 - TC 300 1本
 - MG 300 1本

16 受検記録

- (1) 本仕様に基づく機関部の検査・計測記録等は、取りまとめのうえ2部製本し、本庁及び本船に各1部提出する。
- (2) 定期検査にかかる効力試験（電気部の試験を含む。）を行い受検する。（受検記録2部提出）

右舷主発電機原動機（計画保全M4）

番号	品目	規格		単位	数量	備考
1	0リング	112A5	4370357	個	6	架 構
2	0リング	184A2	JB24011AXG180	個	6	給気枝管用
3	ガスケット	211A2	4370115	個	6	シリンダライナ用
4	0リング	211A4	4370192	個	12	シリンダライナ用
5	クランクピン軸受（上）	221A2	2371826	個	6	ピストン用
6	クランクピン軸受（下）	221A3	2371827	個	6	ピストン用
7	ピストンリング（Top）	231A10	3372619	個	6	ピストン用
8	ピストンリング（2nd, 3rd）	231A11	3370134	個	12	ピストン用
9	スクレーパリング完備	231AC	5370683	個	6	ピストン用
10	ガスケット	241A13	4370286	個	6	シリンダヘッド用
11	0リング	241A24	JB24014DXP20	個	6	シリンダヘッド用
12	0リング	241A25	JB24014DXP16	個	6	シリンダヘッド用
13	0リング	241A26	JB24014DXP12	個	6	シリンダヘッド用
14	止めねじ	241A32	4371391	個	48	シリンダヘッド用
15	平止めねじ	241A33	JB1177HIRA-M8X10	個	48	シリンダヘッド用
16	主弁	242A2	1370727	個	6	給排気弁用
17	油圧ピストン	242A10	3372530	個	18	給排気弁用
18	ガイドリング	242A15	4374355	個	12	給排気弁用
19	カーボンシールリング	242A18	3185061	個	6	給排気弁用
20	シールリング	242A27	4374356	個	12	給排気弁用
21	シールリング	242A28	4371404	個	12	給排気弁用
22	0リング	242A30	JB24014DXG200	個	18	給排気弁用
23	0リング	242A31	4370429	個	6	給排気弁用
24	0リング	242A32	JB24014DXP35	個	6	給排気弁用
25	0リング	242A33	JB24014DXP140	個	12	給排気弁用
26	ガスケット	242A39	JN14A1219	個	12	給排気弁用
27	ガスケット	242A42	JN14B1016	個	6	給排気弁用
28	シールリング	242A45	4371401	個	36	給排気弁用
29	平止めねじ	242A47	JB1177HIRA-M5X10	個	12	給排気弁用
30	0リング	242A49	4373652	個	12	給排気弁用
31	ガスケット	242A50	4371150	個	18	給排気弁用
32	ガスケット	242A51	4370221	個	6	給排気弁用
33	ボルト	242A55	4372689	個	48	給排気弁用

右舷主発電機原動機（計画保全M4）

番号	品目	規格		単位	数量	備考
34	ピストンリング	242A56	4371402	個	6	給排気弁用
35	Oリング	242A58	JB24014DXP10A	個	6	給排気弁用
36	Oリング	242A59	JB24014DXP11	個	6	給排気弁用
37	スナップリング	242A60	4371179	個	6	給排気弁用
38	バネ	242A61	4371450	個	6	給排気弁用
39	カップラ	242A65	4372041	個	6	給排気弁用
40	U-ナット	242A69	JN89A10X1.5	個	48	給排気弁用
41	バックアップリング	242A72	4374357	個	12	給排気弁用
42	リテーナ	242AA11	4371843	個	12	給排気弁用
43	リング	242AA12	4371844	個	6	給排気弁用
44	シールリング	242AA13	4371158	個	12	給排気弁用
45	シールリング	242AA14	3370156	個	30	給排気弁用
46	Oリング	242AA16	JB24014DXP38	個	12	給排気弁用
47	平止めねじ	242AA6	JB1177HIRA-M4X5	個	12	給排気弁用
48	Oリング	242AB8	JB24014DXP20	個	6	給排気弁用
49	Oリング	242AC5	JB24014DXP14	個	12	給排気弁用
50	Oリング	242AG7	JB24014DXP10	個	6	給排気弁用
51	Oリング	242AG8	JB24014DXP14	個	6	給排気弁用
52	バネ	245A8	4372606	個	12	燃料噴射弁用
53	バネ受け	245A18	3372347	個	12	燃料噴射弁用
54	バネ	245A30	4372667	個	12	燃料噴射弁用
55	バネ	245A35	4372668	個	12	燃料噴射弁用
56	平座金	245A44	4372605	個	48	燃料噴射弁用
57	スプリングピン	245AA7	JB28082.5X20	個	12	燃料噴射弁用
58	Oリング	245AA8	4371138	個	24	燃料噴射弁用
59	Oリング	245AA9	4371165	個	12	燃料噴射弁用
60	ガスケット	248A8	4371256	個	12	指圧器弁用
61	ガスケット	248A9	4371184	個	6	指圧器弁用
62	バルブ	249B3	3371091	個	6	安全放気弁用
63	シールリング	249B10	4371218	個	6	安全放気弁用
64	スプリングピン	249B12	JB28082.5X12	個	6	安全放気弁用
65	Oリング	249B13	JB24014DXG27	個	12	安全放気弁用
66	Oリング	249B14	JB24014DXP7	個	6	安全放気弁用

右舷主発電機原動機（計画保全M4）

番号	品目	規格		単位	数量	備考
67	廻止座金	249B18	EN29Q5	個	6	安全放気弁用
68	Oリング	249B20	JB24014DXP31	個	6	安全放気弁用
69	Oリング	322A7	JB24014DXG50	個	24	動弁高压管用
70	Oリング	331A73	3372300P9	個	12	燃料噴射装置用
71	スピンドル	331AD5	3371757	個	6	燃料噴射装置（ダンパ）用
72	Oリング	331AD7	JB24014DXP16	個	6	燃料噴射装置（ダンパ）用
73	フィルタエレメント	331AD16	4371823	個	6	燃料噴射装置（ダンパ）用
74	Oリング	331AD17	JB24014DXG125	個	6	燃料噴射装置（ダンパ）用
75	シールリング	331AD19	4371194	個	12	燃料噴射装置（ダンパ）用
76	スプリング	331AD21	4371043	個	6	燃料噴射装置（ダンパ）用
77	Oリング	331AD24	JB24014DXP29	個	6	燃料噴射装置（ダンパ）用
78	エアヌキバルブ	331AD25	4371831	個	6	燃料噴射装置（ダンパ）用
79	廻止座金	331AD26	4371855	個	12	燃料噴射装置（ダンパ）用
80	Oリング	331AD27	4372393	個	12	燃料噴射装置（ダンパ）用
81	Oリング	332A6	4374397	個	24	燃料噴射管用
82	エアフィルタ	411AE	MSR-B15-076	個	2	電子ガバナ用
83	冷却ファン	411AE	109S025UL	個	1	電子ガバナ用
84	AVR1	411AE	2DSR30-15-24	個	1	電子ガバナ用
85	AVR2	411AE	2DSR30-15-24	個	1	電子ガバナ用
86	ピックアップセンサ	411AE	P#1680-622	個	4	電子ガバナ用
87	ボルト	511A17	EN61X1235	個	48	排気管用
88	ボルト	511A18	EN61X1235	個	36	排気管用
89	ガスケット	511A28	4370380	個	6	排気管用
90	ガスケット	511A29	4370381	個	6	排気管用
91	フィルタエレメント	551B	A08-020P	個	1	自由端諸管用
92	Oリング	552G13	JB24014DXP10	個	36	カム軸フレーム付エア配管用
93	Oリング	552G15	3372300P16	個	24	カム軸フレーム付エア配管用

右舷主発電機原動機（計画保全M4）

番号	品目	規格		単位	数量	備考
94	Oリング	553A18	JB24014DXP12	個	12	シリンダヘッド用枝管用
95	Oリング	553A19	JB24014DXP20	個	6	シリンダヘッド用枝管用
96	Oリング	553A20	3372300P18	個	12	シリンダヘッド用枝管用
97	ボンデットシール	553AX	KP-C-03	個	12	シリンダヘッド用枝管用
98	ガスケット	556C11	4370424	個	12	清水出口主管用
99	ガスケット	556F1-2-5	S-65339	個	6	冷却清水出口管用
100	ガスケット	556F1-2-6	KP-A-05	個	6	冷却清水出口管用
101	ガスケット	556F1-3-5	KP-A-05	個	6	冷却清水出口管用
102	ガスケット	556F1-3-6	S-74956	個	6	冷却清水出口管用
103	ガスケット	556F3	JN14B1725	個	6	冷却清水出口管用
	以下余白					

左舷主発電機原動機（計画保全M3）

番号	品目	規格		単位	数量	備考
1	シリコン油サンプル採取キット	123A7	NSD0630	個	1	ねじり振動ダンパ用
2	Oリング	242A30	JB24014DXG200	個	12	吸排気弁用
3	Oリング	242A32	JB24014DXP35	個	6	吸排気弁用
4	ガスケット	242A39	JN14A1219	個	12	吸排気弁用
5	Oリング	242A49	4373652	個	12	吸排気弁用
6	Oリング	242A59	JB24014DXP11	個	6	吸排気弁用
7	バックアップリング	242A72	4374357	個	12	吸排気弁用
8	リテーナ	242AA11	4371843	個	12	吸排気弁用
9	リング	242AA12	4371844	個	6	吸排気弁用
10	シールリング	242AA13	4371158	個	12	吸排気弁用
11	Oリング	242AA16	JB24014DXP38	個	12	吸排気弁用
12	平止めねじ	242AA6	JB1177HIRA-M4X5	個	12	吸排気弁用
13	バネ	245A8	4372606	個	12	燃料噴射弁用
14	バネ受け	245A18	3372347	個	12	燃料噴射弁用
15	バネ	245A30	4372667	個	12	燃料噴射弁用
16	バネ	245A35	4372668	個	12	燃料噴射弁用
17	平座金	245A44	4372605	個	48	燃料噴射弁用
18	スプリングピン	245AA7	JB28082.5X20	個	12	燃料噴射弁用
19	Oリング	245AA8	4371138	個	24	燃料噴射弁用
20	Oリング	245AA9	4371165	個	12	燃料噴射弁用
21	Oリング	311A18	4370341	個	6	カム軸フレーム用
22	Oリング	311A20	JB24014DXP14	個	12	カム軸フレーム用
23	廻止金物	321A5	3370136	個	24	吸排気弁駆動装置用
24	シールリング	321A11	4371404	個	24	吸排気弁駆動装置用
25	廻止座金	321A13	4371406	個	12	吸排気弁駆動装置用
26	ガスケット	321A15	4371174	個	12	吸排気弁駆動装置用
27	Oリング	321A16	JB24014DXP130	個	12	吸排気弁駆動装置用
28	ボルト	321A17	JB1180SCM-M6X12	個	24	吸排気弁駆動装置用
29	止めねじ	321A20	JB1177B0-M8X16	個	12	吸排気弁駆動装置用
30	Oリング	321A25	JB24014DXG95	個	12	吸排気弁駆動装置用
31	Oリング	321A26	JB24014DXP10	個	12	吸排気弁駆動装置用
32	ボルト	321A27	JB1180IS0-M8X25	個	48	吸排気弁駆動装置用
33	スプリングピン	321A28	JB28088X25	個	48	吸排気弁駆動装置用

左舷主発電機原動機（計画保全M3）

番号	品目	規格		単位	数量	備考
34	ガスケット	321A29	JN14B1016	個	12	吸排気弁駆動装置用
35	Oリング	321AB7	JB24014DXP18	個	12	吸排気弁駆動装置用
36	Oリング	322A7	JB24014DXG50	個	24	動弁高圧管用
37	エアピストン	331A6	2370621	個	6	燃料噴射装置用
38	プランジャ押さえ	331A15	4371767	個	6	燃料噴射装置用
39	スラストピース	331A19	4370942	個	6	燃料噴射装置用
40	スプリングピン	331A21	JB28088X22	個	24	燃料噴射装置用
41	プラグ	331A26	4370038	個	12	燃料噴射装置用
42	廻止座金	331A34	4371187	個	36	燃料噴射装置用
43	廻止座金	331A35	4370945	個	12	燃料噴射装置用
44	シールリング	331A37	4371188	個	6	燃料噴射装置用
45	Oリング	331A38	3372300G50	個	6	燃料噴射装置用
46	Oリング	331A39	JB24014DXG165	個	6	燃料噴射装置用
47	Oリング	331A40	3372300G125	個	6	燃料噴射装置用
48	Oリング	331A41	3372300G80	個	6	燃料噴射装置用
49	Oリング	331A42	3372300G160	個	6	燃料噴射装置用
50	Oリング	331A43	JB24014DXP120	個	6	燃料噴射装置用
51	ボルト	331A45	JB1180IS0-M8X20	個	24	燃料噴射装置用
52	ボルト	331A46	JB1180IS0-M6X30	個	24	燃料噴射装置用
53	六角穴付ボルト	331A51	JB1176M12X60	個	36	燃料噴射装置用
54	スプリングピン	331A54	JB28085X12	個	12	燃料噴射装置用
55	平行ピン	331A55	JB13545X25	個	12	燃料噴射装置用
56	止めねじ	331A56	JB1177B0-M8X20	個	6	燃料噴射装置用
57	ガスケット	331A57	JN14C3138	個	12	燃料噴射装置用
58	ガスケット	331A58	JN14D2128	個	12	燃料噴射装置用
59	ガスケット	331A59	JN14D2432	個	12	燃料噴射装置用
60	六角穴付ボルト	331A62	JB1176M16X190	個	36	燃料噴射装置用
61	Oリング	331A64	3372300P32	個	6	燃料噴射装置用
62	Oリング	331A73	3372300P9	個	12	燃料噴射装置用
63	Oリング	331A82	3372300G130	個	12	燃料噴射装置用
64	ガスケット	331A88	4371150	個	6	燃料噴射装置用
65	シールリング	331A89	4371193	個	6	燃料噴射装置用
66	Oリング	331A90	3372300G35	個	6	燃料噴射装置用

左舷主発電機原動機（計画保全M3）

番号	品目	規格		単位	数量	備考
67	Oリング	331A91	3372300P11	個	24	燃料噴射装置用
68	廻止金物	331A93	3370187	個	12	燃料噴射装置用
69	シールリング	331A95	4374291	個	6	燃料噴射装置用
70	バレル完備	331AG	5370679	個	6	燃料噴射装置用
71	Oリング	331AL7	JB24014DXP10	個	6	燃料噴射装置用
72	Oリング	331AL8	JB24014DXP14	個	6	燃料噴射装置用
73	Oリング	331AM8	JB24014DXP20	個	6	燃料噴射装置用
74	ガスケット	331AN5	4371634	個	12	燃料噴射装置用
75	シールリング	331AN7	4371636	個	6	燃料噴射装置用
76	シールリング	331AN8	4372416	個	12	燃料噴射装置用
77	鋼球	331AN11	JB15018	個	6	燃料噴射装置用
78	Oリング	331AN12	4372417	個	24	燃料噴射装置用
79	Oリング	331AN13	3372300P32	個	6	燃料噴射装置用
80	Oリング	331AN14	3372300P10	個	6	燃料噴射装置用
81	スピンドル	331AD5	3371757	個	6	燃料噴射装置（ダンパ）用
82	Oリング	331AD7	JB24014DXP16	個	6	燃料噴射装置（ダンパ）用
83	フィルタエレメント	331AD16	4371823	個	6	燃料噴射装置（ダンパ）用
84	Oリング	331AD17	JB24014DXG125	個	6	燃料噴射装置（ダンパ）用
85	シールリング	331AD19	4371194	個	12	燃料噴射装置（ダンパ）用
86	スプリング	331AD21	4371043	個	6	燃料噴射装置（ダンパ）用
87	Oリング	331AD24	JB24014DXP29	個	6	燃料噴射装置（ダンパ）用
88	エアヌキバルブ	331AD25	4371831	個	6	燃料噴射装置（ダンパ）用
89	廻止座金	331AD26	4371855	個	12	燃料噴射装置（ダンパ）用
90	Oリング	331AD27	4372393	個	12	燃料噴射装置（ダンパ）用
91	Oリング	332A6	4374397	個	24	燃料噴射管用
92	割りピン	411A95	JB13512.5X20	個	10	操縦装置用
93	エアフィルタ	411AE	MSR-B15-076	個	2	電子ガバナ用

左舷主発電機原動機（計画保全M3）

番号	品目	規格		単位	数量	備考
94	冷却ファン	411AE	109S025UL	個	1	電子ガバナ用
95	AVR1	411AE	2DSR30-15-24	個	1	電子ガバナ用
96	AVR2	411AE	2DSR30-15-24	個	1	電子ガバナ用
97	軸受完備（GE用）	521A	32100	個	1	過給機用
98	廻止め板（GE用）	521A	32114	個	1	過給機用
99	パッキン（GE用）	521A	32154	個	1	過給機用
100	六角穴付ボルト（GE用）	521A	32181	個	8	過給機用
101	ばね座金（GE用）	521A	32182	個	8	過給機用
102	油噴射筒（GE用）	521A	32185	個	1	過給機用
103	ニップル（GE用）	521A	32190	個	1	過給機用
104	ピストンリング（GE用）	521A	32191	個	1	過給機用
105	回り止リング（GE用）	521A	32192	個	1	過給機用
106	軸受完備（TE用）	521A	34100	個	1	過給機用
107	廻止め板（TE用）	521A	34113	個	1	過給機用
108	パッキン（TE用）	521A	34154	個	1	過給機用
109	六角穴付ボルト（TE用）	521A	34181	個	8	過給機用
110	ばね座金（TE用）	521A	34182	個	8	過給機用
111	油噴射筒（TE用）	521A	34185	個	1	過給機用
112	ニップル（TE用）	521A	34190	個	1	過給機用
113	ピストンリング（TE用）	521A	34191	個	1	過給機用
114	回り止リング（TE用）	521A	34192	個	1	過給機用
115	パッキン（GE用）	521A	46007	個	3	過給機用
116	プラグ（GE用）	521A	46009	個	1	過給機用
117	パッキン（GE用）	521A	46010	個	1	過給機用
118	六角ボルト（GE用）	521A	46017	個	3	過給機用
119	ばね座金（GE用）	521A	46018	個	3	過給機用
120	パッキン（TE用）	521A	48007	個	3	過給機用

左舷主発電機原動機（計画保全M3）

番号	品目	規格		単位	数量	備考
121	プラグ（TE用）	521A	48009	個	1	過給機用
122	パッキン（TE用）	521A	48010	個	1	過給機用
123	六角ボルト（TE用）	521A	48015	個	3	過給機用
124	ばね座金（TE用）	521A	48016	個	3	過給機用
125	ラビリンスブッシュ（TE用）	521A	51014	個	1	過給機用
125	パッキン	521A	51038	個	2	過給機用
125	パッキン	521A	61003	個	1	過給機用
125	パッキン	521A	62102	個	1	過給機用
125	パッキン	521A	62402	個	2	過給機用
125	パッキン	521A	62801	個	4	過給機用
125	ラビリンスブッシュ（CE用）	521A	76002	個	1	過給機用
125	排気入口圏ガスケットセット	521A	97070	個	1	過給機用
125	ガスケット	521A12	4371433	個	1	過給機用
125	ボルト	521A14	JB1180IS0-M12X35	個	8	過給機用
125	楕円フランジガスケット	522A	S4103-5301-3	個	4	空気冷却器用
125	防食板	522A	S4103-8101-3	個	12	空気冷却器用
125	出入り水室ガスケット	522A	S4866-1811-3	個	1	空気冷却器用
125	返り水室ガスケット	522A	S4866-1811-3	個	1	空気冷却器用
125	防食板座ガスケット	522A	S4103-8101-3	個	4	空気冷却器用
125	小ねじ	522A21	JB1111SARA-M8X25S	個	10	空気冷却器用
125	シール板	522A22	3371408	個	1	空気冷却器用
125	シール板	522A23	3371409	個	1	空気冷却器用
125	ガスケット	524A25	4370696-17	個	1	排気管（T/C入口出口）用
125	ボルト	524A27	EN61Y1275	個	12	排気管（T/C入口出口）用
125	ボルト	524A28	EN61Y1265	個	12	排気管（T/C入口出口）用
125	ナット	524A32	JB1181M12	個	24	排気管（T/C入口出口）用
125	平座金	524A34	JB125612	個	36	排気管（T/C入口出口）用

左舷主発電機原動機（計画保全M3）

番号	品目	規格		単位	数量	備考
125	ガスケット	524AC4	4370696-17	個	1	排気管（T/C入口出口）用
125	ガスケット	524C11	3371426	個	1	排気管（T/C入口出口）用
125	ボルト	524C16	EN61X1045	個	28	排気管（T/C入口出口）用
125	フィルタエレメント	551B	A08-020P	個	1	自由端諸管用
125	Oリング	552F12	3372300P12	個	18	燃料管類用
125	Oリング	552F16	3372300P32	個	6	燃料管類用
	以下余白					

1号補助発電機原動機（計画保全M4）

番号	品目	規格	単位	数量	備考
1	パッキン（ヘッド ドウ T=1.0	152673-01350	個	6	
2	リング（CWレンラクカン	152673-01800	個	18	
3	リング（ベンワンレンラクカン	152673-01810	個	6	
4	リング（1AP46.0	24311-000460	個	20	
5	リング（1AG45.0	24321-000450	個	20	
6	ガスケット（キュウキマニホールド	152623-12202	個	6	
7	ガスケット（ハイキマニホールド	152623-13201	個	6	
8	パッキン	43400-002901	個	12	
9	リング（1AP10.0	24311-000100	個	10	
10	シール（バルブシステム フツツ	133654-11141	個	24	
11	バルブ（0.36×6×150	140677-53001	個	6	
12	リング（ネンリョウベン	152623-53360	個	6	
13	リング（4DP40.0	24316-000400	個	6	
14	パッキン（ノズル T=2.5	152623-11870	個	6	
15	パッキン（ツギテ A	152623-59421	個	6	
16	パッキン（ツギテヨウ ニトリル B	152623-59450	個	6	
17	パツキン（マル 24×1.0	23414-240000	個	10	
18	パツキン（マル 25×1.0	23414-250000	個	10	
19	リング（1AG35.0	24321-000350	個	10	
20	リングSET（ピストン	752674-22501	個	6	
21	ボルト（6カク M8×15	140623-23280	個	12	
22	サラバネ（ネジヨウ	138613-23290	個	12	
23	ボルト（コネクティングロッド	152623-23211	個	12	
24	ガスケット（シリンダソクフタ	152623-01414	個	12	
25	パッキン（ライナ SUS304	152623-01320	個	6	
26	パッキン（ゴム ライナ ウエ	133654-01280	個	6	
27	パッキン（ゴム シリンダライナ	133654-01290	個	6	
28	パッキン（シリンダライナ ニトリル	152623-01300	個	12	
29	シール（オイルHTC170 200 16	152623-01840	個	1	
30	パッキン（シールケース	148616-01912	個	1	
31	シール（オイルHTC170 200 16	152623-01840	個	1	
32	パッキン（オイルシールケース	148616-01832	個	1	
33	パッキン（カムシツフタ	152623-01481	個	6	

1号補助発電機原動機（計画保全M4）

番号	品目	規格	単位	数量	備考
34	カラー（スラスト	XNN38N10N51	個	1	
35	ピース（ディスタンス	XNN381012	個	1	
36	アブラキリ	XNN381052	個	1	
37	アブラキリ	XNN381053	個	1	
38	リング（シール タービンガワ	XNN381014	個	1	
39	リング（シール	XNU210547	個	1	
40	リング（シール プロアガワ	XNN711004	個	1	
41	リング（スナップ	XNN957104	個	4	
42	サラコネジ（M4	XNN947205	個	4	
43	ザガネ（ハツキ	XNN38N61N07	個	4	
44	メタル（フローティング	XNN386401	個	2	
45	メタル（スラスト	XNN386602	個	1	
46	ガスケット（タービンイリグチ	148816-18404	個	1	
47	パッキン（ハイキベンド	152693-18421	個	1	
48	ガスケット（ターボチャージャ	43400-004090	個	1	
49	パッキン（タービンLOイリグチ	43400-002971	個	1	
50	パッキン（タービン	152693-39681	個	1	
51	パツキン（マル 28×1.0	23414-280000	個	10	
52	パッキン（カイヘイベンガイド	180110-72070	個	1	
53	パツキン（マル 18×1.0	23414-180000	個	10	
54	パツキン（マル 28×1.0	23414-280000	個	10	
55	パッキン（ハンドルトリツケカナダ	180110-72250	個	1	
56	ザガネ（バルブ	180110-72290	個	1	
57	ワリピン 1.0× 8	22417-100080	個	10	
58	バネザガネ（10	22217-100000	個	10	
59	パツキン（マル 14×1.0	23414-140000	個	10	
60	パッキン	136600-72460	個	1	
61	パッキン（ブンバイベンフタ	137600-72430	個	1	
62	パッキン（ヘッダ シタ	140673-18680	個	1	
63	パッキン（カエシヘッダ	140673-18690	個	1	
64	ボウシヨクアエン（ナット40×40	27200-400400	個	4	
65	パッキン（ボウシヨクアエン	132310-09330	個	4	
66	パッキン（カク	132500-49250	個	4	

1号補助発電機原動機（計画保全M4）

番号	品目	規格	単位	数量	備考
67	パッキン（クウキディリグチ	136606-18192	個	2	
68	リング（1AG155.0	24321-001550	個	2	
69	パッキン（クーラディリグチ	137603-33221	個	2	
70	ボウシヨクアエン（ナット30×40	27200-300400	個	2	
71	パッキン（ボウシヨクアエン	123210-09310	個	2	
72	リング（1AG210.0	24321-002100	個	4	
73	パッキン（セイスイクーラ	148616-44200	個	2	
74	ボウシヨクアエン（ナット40×40	27200-400400	個	4	
75	パッキン（ボウシヨクアエン	132310-09330	個	4	
76	パッキン（アエントリツケ	137800-33380	個	4	
77	パッキン（カバー	152623-13311	個	2	
78	パッキン（レイキヤクスイ	152623-49331	個	2	
79	パッキン（ハイキ	152623-49261	個	1	
80	パツキン（マル 12×1.0	23414-120000	個	40	
81	リング（1AG155.0	24321-001550	個	1	
82	ザガネ（オリマゲ	152623-32220	個	1	
83	パッキン	152673-39160	個	3	
84	リング	136600-42040	個	1	
85	オイルシール（TC304508	24421-304508	個	1	
86	シール（メカニカル	136600-42502	個	1	
87	シール（メカニカル	136600-42502	個	1	
88	カラー（インベラジク	136600-42560	個	1	
89	ザガネ（マワリドメ SUS304	132500-42301	個	1	
90	ベアリング（ボール 6305	24101-063054	個	1	
91	ベアリング（ボール 6205U	24102-062054	個	1	
92	パッキン（トリツケダイ	140673-42140	個	1	
93	リング	136600-42040	個	1	

1号補助発電機原動機（計画保全M4）

番号	品目	規格	単位	数量	備考
94	オイルシール（TC304508	24421-304508	個	1	
95	シール（メカニカル	136600-42502	個	1	
96	シール（メカニカル	136600-42502	個	1	
97	カラー（インベラジク	136600-42560	個	1	
98	ザガネ（マワリドメ SUS304	132500-42301	個	1	
99	ベアリング（ボール 6305	24101-063054	個	1	
100	ベアリング（ボール 6205U	24102-062054	個	1	
101	パッキン（CWポンプダイ	152623-42141	個	1	
102	パッキン（マル 18×1.0	23414-180023	個	10	
103	パッキン（マル 25×1.0	23414-250031	個	10	
104	パッキン（ゴム FOCシキケース	137600-55910	個	2	
105	パッキン（ゴム FOCシキエレメント	137600-55930	個	2	
106	パッキン（クウキヌキツギテ	XP2618210NA	個	4	
107	リング（1AG25.0	24321-000250	個	10	
108	パッキン（エアヌキ	138613-35300	個	2	
109	ガスケット（フィルタエレメント	152623-35160	個	2	
110	リング（ナイケイ=130	148616-35220	個	2	
111	リング（ナイケイ=15.5 W=3	148616-35570	個	4	
112	リング（ドレンプラグ	148616-35590	個	2	
113	エレメント（LO 15/40ミクロン	141646-35091	個	1	
114	ガスケット	135410-35970	個	1	
115	リング（117.4/123.6	135410-35960	個	1	
116	リング（27.4/33.6	135410-35950	個	1	
117	パッキン（ジュンカツユパイプ	137600-34090	個	1	
118	パッキン	43400-003170	個	1	
119	パッキン（LOチョウアツベン	152623-34061	個	1	
120	サーモスタット（60°C-75°C	123682-48581	個	2	

1号補助発電機原動機（計画保全M4）

番号	品目	規格	単位	数量	備考
121	シール（サーモスタット	123682-48570	個	2	
122	パッキン（LOオンチョウベン	152633-38052	個	1	
123	リング（4DG65.0	24326-000650	個	10	
124	サーモスタット（71°C	140623-48250	個	4	
125	パッキン（サーモスタット	140623-48151	個	2	
	以下余白				

2号補助発電機用原動機（計画保全M2）

番号	品目	規格	単位	数量	備考
1	ヘッドパッキン(t=1.0)	152673-01350	個	6	
2	弁腕注油連絡管用Oリング	152673-01810	個	6	
3	Oリング 1A、P9	24311-000090	個	10	
4	冷却水連絡管用Oリング	152673-01800	個	18	
5	Oリング 1A、P16	24311-000160	個	20	
6	弁腕室蓋パッキン（ゴム）	152623-11430	個	6	
7	バルブステムシール	133654-11141	個	12	
8	ノズルスリーブヨウパッキン	152623-11860	個	6	
9	Oリング P39（G902）	152633-11750	個	12	
10	パッキン（キョウキマニホルト、7ナ4）	152623-12202	個	6	
11	パッキン（ハイキマニホルト）	152623-13201	個	6	
12	ゴムパッキン（F0出口コシケース）	137600-55910	個	2	
13	ゴムパッキン（F0コシエレメント）	137600-55930	個	2	
14	Oリング 1A、P53.0	24311-000530	個	10	
15	パッキン（スイッチコック）	148616-35130	個	1	
16	パッキン（L0コシエレメントヨウ）	152623-35160	個	1	
17	Oリング（トレンプラウヨウ）	148616-35590	個	1	
18	Oリング（ナイケイ-130）	148616-35220	個	2	
19	Oリング（ナイケイ-15.5）W=3	148616-35570	個	2	
20	ガスケット（T/C IN）	148816-18404	個	1	
21	タービン側シールリング	XNN381014	個	1	
22	シールリング	XNN210547	個	1	
23	プロワ側シールリング	XNN711004	個	1	
24	スタップリング	XNN957104	個	4	
25	パッキン	133670-18261	個	1	
26	パッキン（非アスベスト）	152693-18421	個	1	
	以下余白				

軸封装置交換部品表

番号	品目	規格	単位	数量	備考
1	回転摺動リング（バンド付き）	NO. 1、9、15	個	2	
2	緊急用シール	NO. 5	個	2	
3	Oリング（φ3）	NO. 6	個	2	
4	Oリング（φ2）	NO. 32	個	2	
5	防食プラグ	NO. 30	個	4	
6	Oリング（2）4DG-85	NO. 7	個	2	
7	ゴムホース（バンド付き）	NO. 21、22	個	4	
	以下余白				

補助ボイラ交換部品表

番号	品目	規格	単位	数量	備考
1	キャップ	C-15573	個	9	昭洋 RH0-125型
2	ガスケット(45φX50φX2.5t)	T-16547A	個	9	昭洋 RH0-125型
3	スプリング(吐出側, 給水逆止弁用)	TUH-18285	個	5	昭洋 RH0-125型
4	スプリング(吸込側)	TUH-18286	個	4	昭洋 RH0-125型
5	ディスク(41φ SUS)	TUH-25196	個	9	昭洋 RH0-125型
6	シート(40.4φ×12.7t)	TUH-25189	個	9	昭洋 RH0-125型
7	ダイヤフラム(F-4ホップ用)	Z34900-117A	個	2	昭洋 RH0-125型
8	スプリング(125.5L)	TUH-12803A	個	4	昭洋 RH0-125型
9	ワッシャダイヤフラム(83.5φ/SSメッキ)	C-9163	個	4	昭洋 RH0-125型
10	ブリーダコック(ドレンコック)NPT1/4	T-12597	個	4	昭洋 RH0-125型
11	ガスケット	TUH-14109A	個	1	昭洋 RH0-125型
12	ガスケット	TUH-12611A	個	1	昭洋 RH0-125型
13	ガスケット	TUH-15115	個	1	昭洋 RH0-125型
14	ガスケット(アルミ)130φX89.5φX0.4t	TUH-14281	個	2	昭洋 RH0-125型
15	ガスケット(アルミ)130φX89.5φX0.3t	TUH-14282	個	2	昭洋 RH0-125型
16	ガスケット(アルミ)130φX89.5φX0.2t	TUH-14283	個	2	昭洋 RH0-125型
17	ベアリング(6205)	T-17408	個	1	昭洋 RH0-125型
18	ベアリング(6305)	T-16227	個	1	昭洋 RH0-125型
19	ベアリング	T-19253-AS	個	2	昭洋 RH0-125型
20	オイルシール(50.8φX27φX11.1t)	T-17399	個	1	昭洋 RH0-125型
21	オイルシール(50.8φX25φX9.5t)	T-16229	個	1	昭洋 RH0-125型
22	パッキンリング(19φx4.5t)	T-15431	個	1	昭洋 RH0-125型
23	スプリング(13.5φX45L)	TUH-11557	個	1	昭洋 RH0-125型
24	リテンションリング	T-15284	個	1	昭洋 RH0-125型
25	ハイランドオイル(10L)	TCS-100#100	箱	1	昭洋 RH0-125型
26	シム(SUS/62φX55.5φ)	TUH-13877	個	1	昭洋 RH0-125型
27	スペーサー(32φX25φ)	TUH-14101	個	1	昭洋 RH0-125型
28	スペーサー(38φX30φ)	TUH-15863	個	1	昭洋 RH0-125型
29	エレクトロド(銅パッキン付/首下42L)	TUH-22171C	個	1	昭洋 RH0-125型
30	エレクトロド(銅パッキン付/首下109.5L)	TUH-21779C	個	2	昭洋 RH0-125型

補助ボイラ交換部品表

番号	品目	規格	単位	数量	備考
31	エレクトロド(銅パッキン付/首下70L)	TUH-20067C	個	1	昭洋 RH0-125型
32	ダンパーメタル(35φX13φX9t)	C-12228	個	2	昭洋 RH0-125型
33	スパイダーカップリング(84.0φX19.3t/6脚)	TUH-13170	個	1	昭洋 RH0-125型
34	インサートパ(インテイクサージチャンパ用)	TUH-60077	個	1	昭洋 RH0-125型
35	インサートパ(スハ用)	TUH-16364B	個	2	昭洋 RH0-125型
36	ガスケットポリユート	C-3842	個	1	昭洋 RH0-125型
37	点火棒(402L/4φ 250L)	TE-51634B	個	2	昭洋 RH0-125型
38	点火ケーブル(L=600片端子)	Z50600-001	個	2	昭洋 RH0-125型
39	点火キャップ	TE-309	個	2	昭洋 RH0-125型
40	バーナノズル 10.5GPH X 70° PLP(マーク製)	Z25M72-105S-TK	個	1	昭洋 RH0-125型
41	バーナノズル 12.0GPH X 70° PLP(マーク製)	Z25M72-120S-TK	個	1	昭洋 RH0-125型
42	Oリング(V#4640.1516#12)	TG-120	個	4	昭洋 RH0-125型
43	ゲージグラス(16φX513L)	T-12893	個	1	昭洋 RH0-125型
44	パッキン(カスケドタンクゲージグラス用)	TVL-508A	個	2	昭洋 RH0-125型
45	ゲージグラス(カスケドタンク用16φX500L)	TVL-551	個	1	昭洋 RH0-125型
46	フィルター(カスケドタンク用)	TSN-1832D	個	3	昭洋 RH0-125型
47	パッキン(カスケドタンク用)	TG-277	個	2	昭洋 RH0-125型
48	薬注用ポンプASSY(モータ含まず)	TSN-2187C	個	1	昭洋 RH0-125型
49	ベアリング(7.5KW X 2Pモータ負荷側)	Z08300-060	個	1	昭洋 RH0-125型
50	ベアリング(7.5KW X 2Pモータ反負荷側)	TE-52157	個	1	昭洋 RH0-125型
51	軟化器用イオン交換樹脂(20L入/箱)	CS-1555	箱	4	昭洋 RH0-125型
52	珪石(20L入/袋)	Z80000-101	袋	1	昭洋 RH0-125型
53	シングルコントロール弁本体パッキン	Z34100-225	個	1	昭洋 RH0-125型
54	軟化器本体上蓋パッキン(MS-80S用)	Z34100-233	個	1	昭洋 RH0-125型
55	ブロック断熱材	TSN-778B	本	90	昭洋 RH0-125型
56	キャスター(30Kg入/袋)	Z16100-005	袋	1	昭洋 RH0-125型
57	グラスクロス(1m X 1m)	TSN-2324	m	5	昭洋 RH0-125型
58	プラスト(25Kg/箱)	T-11297	箱	5	昭洋 RH0-125型
59	オイルポンプカバーパッキン	S22100-006	個	1	昭洋 RH0-125型
60	フレームディテクター(火炎検知器)AX-260-32	Z46300-189	個	1	昭洋 RH0-125型

補助ボイラ交換部品表

番号	品目	規格	単位	数量	備考
61	フレームリレー RD-1005-2HP2CT	Z46300-186	個	1	昭洋 RHO-125型
62	フレームリレー用ソケット(表面配線用11ピン)	Z46300-187	個	1	昭洋 RHO-125型
63	バーナノズル 3.75GPH X 60° (ハーゴ製)	Z25H62-037S	個	1	昭洋 バコティンヒータ KSA-130SW用
64	点火電極棒	Z22600-005	個	2	昭洋 バコティンヒータ KSA-130SW用
65	火炎検出器 OFE-130S	Z46300-002BS	個	1	昭洋 バコティンヒータ KSA-130SW用
66	温度ヒューズ(過熱防止用)	Z48100-023B	個	1	昭洋 バコティンヒータ KSA-130SW用
67	温度ヒューズ(水位不足防止用)	V-3811-80069C	個	1	昭洋 バコティンヒータ KSA-130SW用
68	サーミスター	Z48100-021A	個	1	昭洋 バコティンヒータ KSA-130SW用
	以下余白				

空気圧縮機交換部品表

番号	品目	規格	単位	数量	備考
1	ピストンリング低圧	TCA-151069-4	個	8	
2	ピストンリング高圧	TCA-151069-9	個	6	
3	オイルリング高圧	TCA-151069-11	個	2	
4	オイルリング	TCA-151069-48	個	2	
5	Ｏリング	TCA-151069-29	個	4	
6	Ｏリング	TCA-151069-31	個	2	
7	Ｏリング	TCA-151069-51	個	4	
8	Ｏリング	TCA-151069-56	個	4	
9	Ｏリング	TCA-151069-7	個	4	
10	Ｏリング	TCA-151069-26	個	2	
11	高圧吐出弁座用銅パッキン	TCA-151069-22	個	4	
12	高圧吸吐出弁座用銅パッキン	TCA-151069-18	個	4	
13	逆止弁用銅パッキン	TCA-151069-65	個	2	
14	安全弁	TCA-151069-52	個	2	
15	シリンダカバパッキン	TCA-151069-75	個	2	
16	シリンダパッキン	TCA-151069-76	個	2	
17	バルブカバパッキン	TCA-151069-77	個	2	
18	ＬＯフィルタ用Ｏリング	TCA-151069-78	個	2	
19	メカニカルシール	TCA-18837-10	個	2	
20	ボールベアリング	TCA-18837-18	個	4	
21	水切りゴム	TCA-18837-12	個	2	
22	高圧吐出弁板	TCA-73	個	2	
23	高圧吸入弁板	TCA-84	個	2	
24	低圧吸入弁板（小）	V-602	個	2	
25	低圧吸入弁板（大）	V-604	個	2	
26	低圧吐出弁板	V-606	個	2	
27	高圧吐出弁バネ	TCA-72	個	2	
28	高圧吸入弁ばね	TCA-83	個	2	
29	アフタークーラ用パッキン	TCA-181	個	2	
30	アフタークーラ用パッキン	TCA-227	個	4	
31	アフタークーラ用パッキン	TCA-229	個	4	

空気圧縮機交換部品表

番号	品目	規格	単位	数量	備考
32	アフタークーラ用パッキン	TCA-1906	個	4	
33	アフタークーラ用パッキン	TCA-1962	個	2	
	以下余白				

油水分離器交換部品表（忍足研究所 OFC-2型）

番号	品目	規格	単位	数量	備考
1	コアレスサー	OFC-20型用	式	1	本体
3	本体用オーバーホールキット	OFC-20型用	式	1	本体
4	エアシリンダオーバーホール用キット	OFC-20型用	式	1	本体
5	逆洗ポンプオーバーホールキット	OFC-05、1C用(FA-02)	式	1	逆洗ポンプ（日機装エイコー FA-20型）
	以下余白				

第四章 電気・計器部

1 電気推進装置

製造所：富士電機（推進電動機遠隔制御装置を除く）

N Z K（推進電動機遠隔制御装置）

製造所技師により以下の整備を実施し、記録を2部提出すること。

また、絶縁抵抗試験において、絶縁不良を認めた場合は原因箇所を特定し、速報すること。

(1) 推進電動機

ア 両舷機の軸受摺動部を解放、点検、清掃、受検後、復旧する。

イ 両舷機の固定子巻線、回転子巻線及び内部を点検、清掃し、受検後、復旧する。

ウ 絶縁抵抗試験を実施、良態を確認し、受検する。

(2) サイリスタ盤

ア 盤内を点検、清掃する。

イ 絶縁抵抗試験を実施、良態を確認し、受検する。

(3) 界磁盤

ア 盤内を点検、清掃する。

イ 絶縁抵抗試験を実施、良態を確認する。

(4) 変圧器

ア 両舷の1号及び2号変圧器を点検、清掃し、良態を確認する。

イ 絶縁抵抗試験を実施、良態を確認し、受検する。

(5) 直流リアクタ盤

ア 各盤を点検、清掃し、良態を確認する。

イ 絶縁抵抗試験を実施、良態を確認し、受検する。

(6) サイリスタ制御盤

ア 測温抵抗体変換器4個（設置箇所：PT-RJ2、PT-LJ1、PT-LJ2、PT-LCA）（製造所手配）を交換し、良態を確認する。

イ 加算器2個（設置箇所：AD-RM、AD-LM）（製造所手配）を交換し、良態を確認する。

ウ 右舷盤面の出力電圧メータ1個（製造所手配）を交換し、良態を確認する。

エ 各盤を点検、清掃し、作動試験を行い、受検する。

オ 絶縁抵抗試験を実施、良態を確認する。

(7) 推進電動機遠隔制御装置

各構成機器（遠隔制御装置制御箱、操船コンソール、機関制御盤）を点検、清掃し、作動試験を行い、受検する。

(8) 試運転立会

乗員が行う係留運転及び海上運転に立会い、電気推進装置の作動点検、調整を実施の上、良態を確認する。

2 主交流発電機

製造所：富士電機

製造所技師により以下の整備を実施し、記録を2部提出すること。

また、絶縁抵抗試験において、絶縁不良を認めた場合は原因箇所を特定し、速報すること。

(1) 両舷機の固定子巻線、回転子巻線及び内部を点検、清掃し、受検後、復旧する。

(2) 両舷機の軸受摺動部を解放、点検、清掃し、復旧する

(3) 絶縁抵抗試験を実施、良態を確認し、受検する。

(4) 乗員が行う係留運転及び海上運転に立会い、作動点検、調整を実施の上、良態を確認する。

3 主配電盤

以下の気中遮断器（製造所：寺崎電気）について、製造所整備業者により船内にて解放、点検、清掃、復旧、受検し、記録を2部提出すること。

また、絶縁抵抗試験において、絶縁不良を認めた場合は原因箇所を特定し、速報すること。

(1) 整備対象気中遮断器

ア AP-16（バウスタスタ、左右舷補助交流発電機用）：3台

- イ AH-40C (左右舷推進電動機用 (2台/基)): 4台
- ウ AH-60C (左右舷主交流発電機用): 2台

(2) 整備内容

- ア 外観点検
- イ 機構点検
- ウ 接点及び導電部点検
- エ 開閉操作部点検
- オ 過電流引外し試験
- カ 絶縁抵抗試験

4 絶縁抵抗試験

各電気機器及び電路の絶縁抵抗を測定し、受検する。(計測記録表2部提出)
露出金属部及び金属被覆の接地確認を含む。

5 磁気コンパス

磁気コンパスの自差修正を行う。(自差修正記録表2部提出)

6 簡易型航海情報記録装置

製造者 古野電気株式会社
型式 VR-3000S

簡易型航海情報記録装置(S-VDR)について、整備認定事業場等による年次点検整備を実施し、音響ビーコン及びバッテリーを交換のうえ、受検後復旧する。(整備記録表2部提出)

7 バウスラスタースタート蓋開閉装置

バウスラスタースタート蓋開閉装置(カヤバ工業(株)製)について、機側操作盤からの蓋開閉信号出力状況を点検、調整する。

8 検査・計測記録等

本仕様に基づく電気・計器部の次の検査・計測記録等は、取りまとめのうえ2部製本し、本庁及び本船に各1部提出する。

- 1 電気推進装置整備記録
- 2 主交流発電機整備記録
- 3 主配電盤整備記録
- 4 絶縁抵抗計測記録表
- 5 自差修正記録表
- 6 簡易型航海情報記録装置整備記録表

第五章 観測機器部

1 浅海用マルチビーム測深機送波器及び受波器取り付け等作業

測量船「昭洋」の海用マルチビーム測深機（Teledyne RESON 製 SeaBat T50-R、以下、T50 という。）の送波器及び受波器の取り付け・調整作業を行い、使用できるようにするものである。

海用マルチビーム測深機送波器及び受波器の取り付け・調整作業については、専門的知識を必要とするため、製造メーカー（以下、「メーカー」という。）が行う。

(1) 取り付け機器

浅海用マルチビーム測深機送波器及び受波器（本船支給）

(2) 作業内容

本作業では次の要領により、本船支給の浅海用マルチビーム測深機（Teledyne RESON 製 SeaBat T50-R、以下、T50 という。）送波器及び受波器の取り付け・調整作業を行い、使用できるようにする。取り付け・調整作業については、専門的知識を必要とするため、製造メーカー（以下「メーカー」という。）が行う。

なお、必要な足場の架設及び撤去、照明装置の架設及び撤去は付帯とする。

また、本船支給の機器を受けた時は速やかに「官給品受領書」を提出し、作業完了後は「官給品使用報告書」及び「撤去品発生通知書」を提出すること。

ア トッププレート及びブランクカバー取り外し

(ア) 浅海用マルチビーム測深機のシーチェスト（T50 マウンティングブラケット）のトッププレート（付図①）を止めている固定ボルト10本を抜き、トッププレートを取り外す。

(イ) トッププレートの受波器ブランクカバー（付図①）及び送波器ブランクカバー（付図①）を取り外す。

(ウ) 取り外した各ブランクカバーは当庁担当職員に引き渡す。

イ 送波器及び受波器取り付け

T50 の送波器及び受波器をトッププレートに取り付け、シーチェスト内の送波器ケーブル及び受波器ケーブルを接続する。

ウ トッププレート取り付け

アで取り外したシーチェストのトッププレートを取り付けること。取り付ける際に使用する固定ボルトは1.2.1で取り外したボルトを使用する。

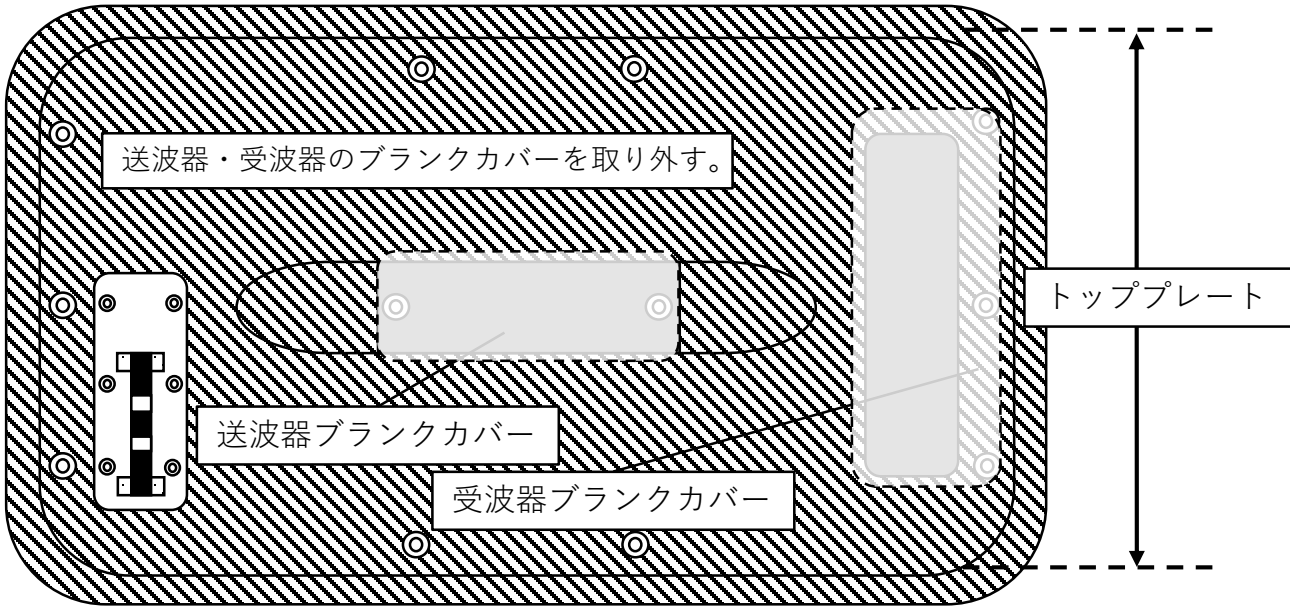
エ 動作確認

メーカーは、送波器及び受波器取り付け作業完了後、観測室に設置されている浅海用マルチビーム測深機を動作させ、所定の性能を確認する。

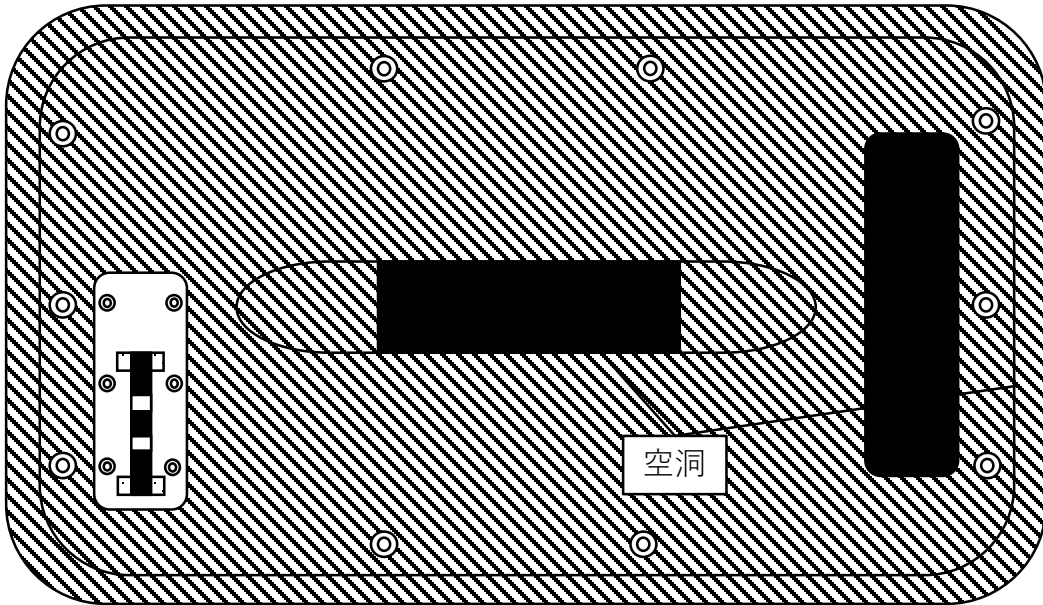
2 成果品等

メーカーは報告書を3部作成し、当庁担当職員に提出すること。

①シーチェスト全体図



②送受器blankカバー及び受波器blankカバー取り外し後



③送受器及び受波器取り付け後

